

債権者保護をめぐる各国の状況の素描

——危機時取引に係る取締役の責任と法人格の否認を中心として——

弥 永 真 生

- 1 問題の所在
- 2 EU指令
- 3 デンマーク
 - (1) 資本欠損時の対応
 - (2) 法人格否認の法理
- 4 フィンランド
 - (1) 資本欠損時の対応
 - (2) 株主の責任
 - (3) 法人格の否認
- 5 ギリシャ
 - (1) 資本欠損時の対応
 - (2) 社員・株主の債権の劣後
 - (3) 法人格の否認
- 6 アイルランド
 - (1) 資本欠損時の対応
 - (2) 法人格の否認
- 7 イタリア
 - (1) 資本欠損時の対応
 - (2) 法人格の否認
 - (3) 社員・株主の債権の劣後
- 8 オランダ
 - (1) 資本欠損時の対応
 - (2) 法人格の否認
 - (3) 株主・社員の債権の劣後化
- 9 ポルトガル
 - (1) 資本欠損時の対応
 - (2) 社員・株主の責任
 - (3) 社員・株主の債権の劣後

- (4) 法人格の否認
- 10 スペイン
 - (1) 資本欠損時の対応
 - (2) 取締役の責任
 - (3) 法人格の否認
 - (4) 社員・株主の債権の劣後
- 11 連合王国
 - (1) 資本欠損時の対応
 - (2) 取締役の責任
 - (3) 不当取引
 - (4) 法人格の否認
 - (5) 社員・株主の債権の劣後化
- 12 ノルウェー
 - (1) 資本欠損時の対応
 - (2) 取締役の責任
 - (3) 法人格の否認
- 13 ニュージーランド
 - (1) 資本欠損時の対応
 - (2) 無謀取引
 - (3) 法人格の否認
- 14 オーストラリア
 - (1) 資本欠損時の対応
 - (2) 支払不能時取引
 - (3) 親会社の責任
 - (4) 法人格の否認
- 15 カナダ
 - (1) 資本欠損時の対応
 - (2) 不当取引
 - (3) 取締役の責任
 - (4) 取締役の資格剥奪
 - (5) 法人格の否認

1 問題の所在

会社法の下では、資本制度が会社債権者保護の観点から果たす機能は最小化されたといってもよい状況にある。したがって、どのような仕組みによって、会社債権者を保護するのか¹⁾ということが以前にも増して問題となる。本稿では、従来、わが国においては、必ずしも、紹介の対象とはされてこなかった国々²⁾を中心として、資本欠損時の対応、危機時取引に係る取締役の責任および法人格の否認について、ラフなスケッチを試みる³⁾。

2 EU指令

EU会社法第2号指令⁴⁾の17条は、引受資本につき重大な欠損が生じた場合

-
- 1) 会社法の下における状況については、弥永真生（2007）「債権者保護」『検証会社法（浜田道代先生還暦記念）』（信山社）483-511頁において、概観を試みた。
 - 2) アメリカおよびドイツにおける法人格否認の法理については、江頭憲治郎（1980）『会社法人格否認の法理』（東京大学出版会）および森本滋（1971）「いわゆる『法人格否認の法理』の再検討（1～4）」法學論叢89巻3,4,5,6号のほか、青木英夫（1992・1993）「資産および業務の混和と社員の有限責任—アメリカ法およびドイツ法を中心として（1・2）」独協法学35号、36号、同（1993）「過少資本と社員の有限責任—アメリカ法およびドイツ法を中心として—」『現代会社法・証券取引法の展開（堀口亘先生退官記念）』（経済法令研究会）などが、ドイツにおける法人格否認の法理については高橋英治（2004）「ドイツ法における子会社債権者保護の新展開：変態的事実上のコンツェルンから法人格否認の法理へ」法学67巻6号などが、フランスにおける法人格否認の法理については、井上明（1987・1989・1990・1992・1996・1998・2000・2001・2002）「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成（1～13）」成城法学25号・26号・30号・35号・40号・41号・52号・55号・58号・61号・62号・65号・69号などが、イギリスにおける法人格否認の法理については、蓮井良憲（1972）「イギリス会社法における法人格の否認」『英米会社法の論理と課題（星川長七先生還暦記念）』（日本評論社）などが、存在する。また、諸外国における債権者保護のための制度を分析した、比較的最近の包括的研究としては、齊藤真紀（2001・2002）「子会社の管理と親会社の責任（1～5）：子会社の債権者保護に関する基礎的考察」法學論叢149巻1号、3号、5号、150巻3号、5号があり、フランスなどにおける会社危機時の取締役の責任に関する研究として、佐藤鉄男（1991）『取締役倒産責任論』（信山社）などが存在する。

には、会社を解散すべきか、他の措置をとるべきかを検討させるために、加盟国の法制が定める期間内に、株主総会が招集されなければならないと定め（1項）、加盟国の法制は、第1項にいう重大とみなされる欠損の額について、引受資本の半額を超える額を定めることはできないと規定している（2項）。

（前頁よりつづき）

また、アメリカにおける劣後化については、須藤茂（1964・1966）「子会社の破産と親会社債権—“Deep Rock” Doctrineを中心として—(1)(2)」国学院法学2巻1号、4巻3号、江頭・前掲、片木晴彦（1982）「過小資本会社とその規制(1) (2・完)」法学論叢111巻5号、112巻2号、田村諄之輔（1993）『会社の基礎的変更の法理』（有斐閣）、伊藤眞（1984）『債務者更生手続の研究』（西神田編集室）、松下淳一（1990）「結合企業の倒産法的規律(1)」法学協会雑誌107巻11号、畑宏樹（1996）「倒産債権の劣後的処遇について(1)(2)」上智法学論集40巻2号、3号、柏木昇（2001）「債務者を経営支配する株主ではない債権者の債権と衡平法上の劣後化」『民事訴訟法理論の新たな構築（新堂幸司先生古稀祝賀）〔下巻〕』（有斐閣）など、ドイツにおける劣後化については、上原敏夫（1988）「会社の倒産と内部債権の劣後的処遇—西ドイツにおける資本代替的社員貸付の法理（上・中・下）」判例時報1277号、1280号、1283号、片木・前掲など多数の文献が存在する。以上に加えて、危機時における取締役の責任について、前嶋京子（1980）「米国における取締役の会社債権者に対する責任—取締役のいわゆる受託者の地位をめぐって」阪大法学115号、黒沼悦郎（2000）「取締役の債権者に対する責任」法曹時報52巻10号、後藤元（2010）「取締役の債権者に対する義務と責任をめぐるアメリカ法の展開」金融研究29巻3号などがある。

3) 本号は、青山慶二教授の退職記念号であり、当初、租税法との関連で、危機時取引に係る取締役の責任と法人格の否認について分析を加えようと諸外国の制度を調査したが、時間的制約により、十分に果たすことができなかった。後日の課題としたい。しかし、とりわけ、英連邦諸国においては、法人格否認の法理の適用との関連で、課税当局が主要な債権者であることは注目されてよいであろう。

4) Second Council Directive 77/91/EEC of 13 December 1976 on coordination of safeguards which, for the protection of the interests of members and others, are required by Member States of companies within the meaning of the second paragraph of Article 58 of the Treaty, in respect of the formation of public limited liability companies and the maintenance and alteration of their capital, with a view to making such safeguards equivalent (OJ L 26, 31.1.1977, p. 1).

3 デンマーク

(1) 資本欠損時の対応

株式会社の取締役会は、法定資本の50%以上の欠損が生じたとき、または、純資産が62500デンマーククローネ⁵⁾未滿となったときは、6ヶ月以内に、株主総会を招集し、会社の財政状態および必要なときは会社の解散を含む方策について意見を述べなければならない（株式会社及び有限会社法（Lov om aktie- og anpartsselskaber）119条）。改正前有限会社法の下での有限会社とは異なり⁶⁾、株主総会において、株主資本と純資産との関係を回復することについて決議をする必要はなく、取締役会は、倒産法上、倒産手続き開始の申立てをしなければならないことがあることは格別、会社法上は、任意解散を申し立てる義務を負わない。もっとも、判例上、取締役会は会社の財政状態について、詳細な開示を行う義務を負っているとされており⁷⁾、この義務に違反した場合には、取締役は、契約締結上の過失の法理に基づき、会社債権者に対して損害賠償責任を負う。

なお、商業及び会社法は、会社の経営者が払込催告済株式資本と純資産との対応関係を回復しなかった場合には、破産裁判所に対して、強制的解散を申し立てることができる（株式会社及び有限会社法225条1号5.）。また、その瑕疵

5) 株式会社の最低資本金は50万デンマーククローネとされている（株式会社及び有限会社法, 4条2項）。

6) かつて、有限会社の取締役会は、法定資本の40%以上の欠損が生じたときは、6ヶ月以内に、社員総会を招集し、会社の財政状態および必要な方策について意見を述べなければならないとされていた（有限会社法（Anpartsselskabsloven）52条）。そして、会社を解散・清算するか、株式資本と純資産の関係を調整するか、いずれかを決議しなければならず、後者の場合は、株式資本を最低資本金額まで減少させる、出資によって株式資本を増加させる、法定資本に影響を与えずに出資を行うという3つの選択肢があった。後者の場合の期限は法定されていなかったが、商業及び会社法は期限を定めることができ、株式資本の調整が極端に遅延するときには、取締役会は任意解散を申し立てることができた。

7) e.g. UfR 1940 s.563, UfR 1961 s.515, UfR 1985 s.1029.

を治癒すべき期間を定め、その期間内に治癒されなかったときには、その会社は強制的に解散させられるべきであると決定することもできる（株式会社及び有限会社法225条2項）。

(2) 法人格否認の法理

法人格否認の法理は学説上広く認められており⁸⁾、1997年の最高裁判所の判決（U1997.1642H）もこの法理を適用している。もっとも、この判決は、同一人によって支配されている2つの会社の間での法人格否認を認めたものである⁹⁾。

学説上は、会社の過小資本（会社の事業がさらされているリスクと会社の純資産との著しいまたは継続的な不均衡）、経営に対する頻繁かつ立ち入った影響が直接に行使されていること、会社の稼得利益が株主その他の者に移転されることによって、会社が立ちいかになくなっていること、株主が負っている義務を回避するために会社が用いられていること、会社支配者の忠実義務に照らして、会社における決定または会社のためになされる決定が、会社がするのであれば実質的に違法であり、その決定が、支配株主その他の者に重要な経済的その他の利益を移転するものであることなどが、法人格否認の法理が適用される要件として挙げられている。

8) 詳細については、たとえば、Christian Schwarz- Hansen (2001), Fordele og ulemper ved et hæftelsesgennembrudsinstitut i dansk koncernret, *Nordisk Tidsskrift for selskabsret*, 3. årg, nr. 4; Erik Werlauff (1997), Hæftelsesgennembrud for skattegæld og anden tvangsmæssig gæld, TfS1997.822; Nis Jul Clausen (1989), Disregard of Legal Entity - Danish Case Law, *Scandinavian Studies in Law*, vol. 31; H. V. Godsk Pedersen (1985), Civilretlig identifikation i relation til kreditorer, U1985B.352; O.A. Borum (1971), Disregard of Legal Entity, in : *Festskrift til Folketingets ombudsmand professor, dr. jur. Stephan Hurwitz 20. juni 1971* 参照

9) また、法人格否認の法理の適用により、一方会社に対する債権を他方会社に請求できるとされた債権者は租税当局であった。

4 フィンランド

(1) 資本欠損時の対応

取締役会は、会社の純資産の状況を監視する義務を負っているという前提の下で、会社の純資産が法定資本の2分の1を下回っていると取締役会が考える根拠があるときには、直ちに臨時貸借対照表を作成し、外部監査人に監査を求めなければならない（株式会社法25章23条3項1項）。その臨時貸借対照表に基づくと会社の純資産が法定資本の2分の1を下回っていると認められるときは、遅滞なく、会社の財政状態を改善するための方策を討議するため、株主総会を招集しなければならない（株式会社法25章23条3項¹⁰⁾。また、会社が債務超過となっていることに気づいたときは、取締役会は、直ちに、その旨を登記所に通知しなければならない、その旨が登記される（株式会社法25章23条1項）。なお、第12章が定める劣後債は、ここでいう純資産とみなされ、実際の償却額と計画償却額との差額（償却差額）および任意準備金は純資産の算定にあたり考慮に入れられる。さらに、資産の推定時価が一時的に帳簿価額を大幅に上回っている場合を除き、資産の推定時価と帳簿価額との差額を純資産の算定にあたり考慮することができる（株式会社法25章23条2項）。

なお、任意清算を適時に申し立てなかったことによって、会社債権者に損害を与えた場合の役員の実責任は、一般条項によって規律されている¹¹⁾。すなわち、会社法第22章1条1項は、取締役、監査役および業務執行者は、その任務の遂行にあたり、故意または過失によって、第1章8条が定める善管注意義務（会社の経営者は正当な注意をもって行動し、会社の利益を増進しなければならない）に違反し、会社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うと定めるが、同条2項は、取締役、監査役および業務執行者は、その任務

10) かつて、会社法13章2条2項は、その株主総会においては、会社を解散するか否かを決定しなければならないとしていたが、現在の会社法では、そのような要求はない。

11) See SOU 1999:36 *Likvidation av aktiebolag*, p.71.

の遂行にあたり、故意または過失によって、会社法のその他の規定または定款に違反し、会社、株主または第三者に損害を与えた場合には、同様に、その損害を賠償する責任を負うと定める¹²⁾。そして、任意清算を適時に申し立てることは、善管注意義務の問題であると解されている¹³⁾。

(2) 株主の責任

会社法第22章2条は、故意または過失により、会社法または定款に違反することに寄与することによって会社、他の株主または第三者に損害を与えた株主は、その損害を賠償する責任を負うと定め（1項）、その損害が関連当事者のためにする行為によって生じた場合には、株主が正当な注意を払ったことを証明しない限り、その損害は過失によって引き起こされたとみなされる（2項）。

(3) 法人格の否認

法人格の否認は、会社の法的別人格性を否定して、株主その他の法的主体が会社の債務について責任を負うという類型（直接責任）と株主その他の主体が会社に対して有する請求権が会社の破産の際には認められないという類型（間接責任）とに分けられるといわれている。そして、法人格の否認は、きわめて例外的な場合にのみ認められるが、直接責任は、会社が他の主体の利益のために行動していること、当事者間に現実の事業上の関係が存在しないこと、ある

12) 同条3項は、第1章に定める原則に単に違反した場合を除き、会社法に違反したことによって、損害が生じたときには、行為者が正当な注意を払って行為したことを証明しない限り、過失によって引き起こされたとみなされると定めている。また、関連当事者（第8章6条2項によると、会社とある者との間に一方が他方を支配し、または他方の財政上または事業上の意思決定に重要な影響を与えることができる関係にあるときに、当該ある者は関連当事者とされる）のためにする行為によって損害が生じた場合にも同様であるとする。

13) Leif Gustafsson (ed.) (1998), *Business Law in the Nordic Countries – Legal and tax aspect*, p.588.

主体が会社を支配していること、複数の会社が共通の管理下にあること、従業員が会社間で相互に移籍していること、複数の会社が共通の経済的目標を有していること、会社間の事業上および経済上の関係が不明確であること、株式資本が不十分であること、株主の権限が濫用されていることなどの要素が考慮されると指摘されている（Leppänen（1991））。

間接責任が認められるかどうかの判断にあたって考慮される要素は、直接責任が認められるかどうかの判断にあたって考慮される要素と同じであるが、間接責任が認められるかどうかは、ある有限責任会社が倒産した場合に、親会社や兄弟会社がその会社に対して有する債権に対する配当が認められるかという形で問題となる。そして、裁判所は、債権を行使しようとする法的主体は、事実上、倒産会社と分離された存在ではないとして、行使を認めないことがある。

判例上¹⁴⁾、株主の直接責任が認められたものの圧倒的多数は、関連会社の倒産により未払いとなった賃金についての会社の責任に関するものである。フィンランドにおいては、使用者が倒産した場合の未払い賃金は、国が社会保障の一類型として負担するのが一般的であるが、国と労働当局が、従業員の労働が契約上の使用者である会社ではなく、会社の株主の利益のためになされていたことを立証して、法人格の否認が認められる（会社の株主が未払い賃金の支払責任を負うとされる）ことがある。最高裁判所の1982年3月15日判決（KKO 1982-II-23）¹⁵⁾は法人格の否認という理論構成にはよっていないが、直接責任を認めたものであり、以後の立法および判例に重要な影響を与えた。また、トゥルク控訴裁判所の1989年4月21日判決（HO Turku 1989-T-326）は、親会社は、完全子会社の従業員の労働によって現実に利益を受けていた場合には、当該完全子会社と連帯して、子会社の債務について弁済をする責任を負う

14) I would like to express my sincere appreciation for the kind advice from Ms Marika Hakkarainen, Attorneys at law Borenien, Ltd., Helsinki, Finland.

15) 最高裁判所は、法的主体が未登記の会社に代わって行為をすることによって責任を負うことがあると判示した（この法理は、現在は、会社法に明文化されている）。

と判示した¹⁶⁾。

労働当局が賃金を立替払いした事案において、最高裁判所は、1996年1月4日判決（1996：2）において、ふたたび、法人格の否認が認められた。これは、1991年にある合資会社が倒産したが、その年に設立された有限責任会社に責任が認められたというものである。その合資会社は2人の兄弟によって所有されていたが、そのうちの1人の息子がその有限責任会社の株主であり、その有限責任会社は、その合資会社が破産宣告を受ける前に、その合資会社から事業の譲渡を受けていた。そして、その合資会社の従業員の一部は、その有限責任会社に移籍した。ヘルシンキ地方裁判所は、合資会社の事業は、現実の支配は同一人にあり、かつ、従業員と得意先関係は以前と同じ状態で、有限責任会社の形で継続されていることに注目して、有限責任会社の責任を認め、控訴裁判所もこの判決を是認した。最高裁判所は、労働契約法上、合資会社と有限責任会社との間の契約は事業譲渡であると解されるので、労働契約法7条2項により、事業譲渡後は、新しい使用者（有限責任会社）が賃金の支払義務を負うとする一方で、事業譲渡前の賃金については、会社間の契約全体を考慮に入れ、有限責任会社の株式資本を有する、合資会社の所有者の1人の息子がその有限責任会社の事業の現実の支配を有しているとは考えられないとして、有限責任会社は以前の合資会社の所有者によって支配されていると認定した。そして、事業の譲渡は、賃金支払義務を免れる一方で、異なった会社の名の下で事業を継続するために行われたとして、法人格の否認を認めた。すなわち、賃金保障法の誤用は許されるべきではないことを根拠として、法人格否認がなされた。

このように、判例上は、賃金保障法を誤用するために、株主がその権限を濫用したことが、賃金支払との関係で、法人格を否認する根拠となっているが、親会社と子会社との間に真の事業上の関係がないこと、会社の創業者としても

16) トゥルク控訴裁判所の1989年12月8日判決（HO Turku 1989-T-1121）は、3つの会社の本社が同じ場所にあり、3つの会社の所有者が同じであり、同じ者が経営者であったという事案において、それらの会社は1つの主体を形成しており、現実には、どの会社が、従業員の労働から利益を得ていたか明らかではないとして、法人格を否認した。

行動する1つの主体に権限が集中していること、親会社および子会社の経営者が共通すること、会社の従業員が会社間で移籍していることおよび複数の会社と同じ経済上の目的を有していることなどがファクターとして上げられている。

他方、最高裁判所が、間接責任を認めた歴史は古く、親会社または兄弟会社が会社の倒産手続きにおいて債権を有することを主張したのに対し、1929年1月29日判決（KKO 1929-II-54）は、倒産会社は、親会社または兄弟会社から別個独立の存在ではないとして、その債権に係る配当を認めなかった。

5 ギリシャ

(1) 資本欠損時の対応

純資産が株式資本の2分の1を下回った場合には、取締役会は、その事業年度の末日から6か月以内に、会社を解散すべきか、他の措置をとるべきかを決定する株主総会を招集しなければならない（株式会社法47条）。そして、純資産が株式資本の10分の1を下回り、かつ、株主総会が何らの措置も講じない場合には、正当な利益を有する者の申し立てにより、裁判所の裁判により、会社を解散することができるものとされている（株式会社法48条）。裁判所は、それが無益であると根拠をもって判断できる場合を除き、判決を下す前に、解散原因を治癒するための合理的な猶予期間を与えることとされており、その期間は2か月以上6か月以下とすることができ、さらに3か月延長することができる。

取締役は、会社がその債務を弁済することができなくなってから15日以内に、倒産手続きの開始を申し立てないと、開始を申し立てるべき日と実際に倒産宣告された日との間に発生した会社債務について弁済責任を負うことがある（倒産法（法律3588/2007）98条1項、5条2項）。また、過失または故意による、その行為または不作為により会社の倒産をもたらした取締役は、会社債権者に対して、弁済責任を負う（倒産法98条2項）。

取締役は、会社の経営にあたっての過失に起因する損害を賠償する責任を負

うとされ、とりわけ、会社の真の状況を隠べいする貸借対照表の不実記載あるいは不記載について責任を負うとされている(株式会社法22a条1項)。ただし、取締役が、慎重なビジネスマンとしての注意を払って会社の経営を行っていたことを立証すれば責任を免れることができ、この責任は、株主総会の適法な決議に基づいてなされた、または、十分な情報に基づき、かつ、会社の利益のみを図って行った合理的な事業上の決定に該当する作為または不作為については生じないとされている(株式会社法22a条2項)。

(2) 社員・株主の債権の劣後

社員の会社に対する貸付金の劣後規定が有限会社法(法律3190/55)には設けられている。すなわち、倒産の場合には、経営に重要な影響を与えることができる社員の会社に対する貸付金は劣後するものとされ、社員からの貸付金については担保を設定することできない(32条1項)。また、他の債権者への弁済に支障をきたすときは、会社は社員に対して弁済を拒絶できる(32条2項)。

(3) 法人格の否認

法人格の否認は認められている¹⁷⁾。法人格の否認は、とりわけ、企業集団について議論がなされており、両方の会社を1人の株主が直接的にまたは密接関連者を通じて間接的に完全にまたは実効的に支配しているか、両方会社のすべてのまたはほとんどの株式を保有しており¹⁸⁾、1人の株主が直接的にまたは選任した藁人形を通じて間接的に両方の会社の取締役または経営者としての権

17) 詳細については、英語文献としては、やや古いのが、Dimitris K. Avgitidis (1996), *Groups of Companies: The Liability of the Parent Company for the Debts of its Subsidiary*, pp.5-6。ギリシヤ語文献としては、*Λιακόπουλος, Η άρση της αυτοτέλειας του νομικού προσώπου στη νομολογία*, 1993, ΔΙ 3, pp.54-59, *Αυγητίδης, Η άρση της αυτοτέλειας του νομικού προσώπου στο δίκαιο της ΑΕ, στο Δικ της ΑΕ, Τομ.1 (Εισαχ.Μερ. και Γενικές Διατάξεις- άρθρα 1-7) (επιμ.Ε.Περάκη)*, 2002, αρ.4-10, pp.245-247など参照。

18) Piraeus 控訴裁判所判決1277/1990; 破毀院判決1046/1990; 同591/1988; Piraeus 第一審裁判所判決1990/1988。

限を行使しており¹⁹⁾、かつ、その会社自体が背後者である自然人の藁人形または表向きの顔になっているかのように活動していると認められる²⁰⁾ことが、判例上の要件である。

もっとも、学説上は、裁判所がこれらの規準を恣意的に適用しているきらいがあるという批判があり、1人または複数の自然人が会社を設立しており、それば、法人を用いた企業活動を行う権利の濫用にあたる場合にのみ法人格は否認されるべきであると論じられている²¹⁾。たとえば、法律上または契約上の義務を潜脱するために会社を設立し、用いている場合や第三者に経済的損害を与えるために会社を用いている場合には法人格が否認されるべきであるといわれている。

6 アイルランド

(1) 資本欠損時の対応

取締役は、純資産が払込済資本の2分の1を下回ったときには、これに対して何らかの措置をとるべきか、とるべきであるとすれば、どのような措置をとるべきかを検討するため、そのような欠損が発生したことを知った日から28日以内に56日以内の日を会日とする臨時株主総会を招集しなければならない(1983年会社(改正)法40条1項)。そのような株主総会を招集しないことを故意に承認し、または許容し、または招集すべき期間を経過した後に、株主総会を招集しないままにしておくことを故意に承認し、または許容した取締役は罰則の対象となる(1983年会社(改正)法40条2項)。

連合王国における不当取引とパラレルな制度として、無謀取引(reckless trading)に関する規定が設けられている。すなわち、1990年会社法138条によ

19) Athens 控訴裁判所判決 8734/1986; Piraeus 第一審裁判所判決 230/1988; Piraeus 第一審裁判所判決 1900/1988.

20) Piraeus 控訴裁判所判決 1514/1988; Athens 控訴裁判所判決 11452/1986.

21) K.Pampoukis (1991), *Law of the Company Limited by Shares*, Issue A, 3rd ed., p.379, L. Georgakopoulos (1995), *Law of the Companies*, vol. I, pp.551 - 552.

る改正後1963年会社法297A条1項は、会社の解散などの過程において、ある者が、会社の役員（officer）である間に、故意に会社の事業を無謀な（reckless）方法で遂行した者であった、あるいは、故意に会社の債権者またはその他の者の債権者を害する意図をもって、または詐害の意思で、会社の事業を遂行した者であったと認められるときは、裁判所は、管財人、検査役、清算人または会社の債権者もしくは出資者（contributory）の申立てにより、適当と考えるときは、当該者が、責任の限定なく、裁判所が指定する会社の債務その他の負債の全部または一部の支払義務を負うことを宣言することができることと定める。同条2項は、(a)会社の役員は、その事業を遂行した者であり、かつ、同じ地位にある者に合理的に期待される通常の知識、技能および経験に照らし、自己の行為または会社の行為が会社債権者全体またはその一部に損害を与えることを知るべきであったとき、または、(b)会社を代表して債務を約定した者であり、会社がその債務を弁済期に（偶発負債および見積負債を考慮に入れた）他の債務ともども弁済することができるという合理的な根拠があると誠実に考えなかったときには、故意に会社の事業を無謀な（reckless）方法で遂行したとみなされると規定する。

他方、2項(b)に示されている根拠に基づいて、命令を発することが適当かどうかを判断するにあたって、裁判所は、その債権者が、会社がその債務を負担した時に、会社の財政状態を知っていたかどうか、また、知っていたとしても、債務の負担に同意を与えたかどうかを考慮に入れなければならないとする（4項）。

そして、裁判所は、この宣言を行うときに、宣言に実効性を与えるために、適切と考える追加的指示を行い、とりわけ、この宣言に基づいてある者が負う債務について、会社がその者に対して負う債務または義務、その者、もしくは、その者のために会社その他の者が有し、または責任を負う者からのまたは負う者を通じた譲受人²²⁾であると主張する者もしくはその者のために行為する会社その他の者の会社の財産上のモーゲージ、担保権、モーゲージまたは担保権に対する権利に対する担保権を設定し、また、そのような担保権を実行するた

めに必要な命令を折にふれて下すこと、および、本条の下で取り戻される金額が、ある者またはあるクラスの者に、宣言において定められる金額または割合で、時期に、それらの者の中での優先順位に従って、支払われるべきことを定めることができるとされている（7項）。

なお、この規定との関連での「役員（officer）」には、取締役や秘書役など（1963年会社法2条1項）のほか、監査人、清算人、管財人または影の取締役（会社の取締役会がその者の指示（directions or instructions）に従うことを常とする者。1990年会社法27条1項）が含まれる（10項）。

さらに、1990年会社法139条は、裁判所に対して、いかなる種類の会社の財産であれ、譲渡、移転、モーゲージ、担保、貸付によってまたは直接または間接を問わず、作為または不作為により処分されたことおよびその処分が会社、その債権者または社員に対する詐害を働く結果になることを示すことができたときには、清算中の会社の清算人、債権者または出資者の申立てにより、裁判所は、それが公正かつ衡平であると考えるときには、その財産またはその財産の売却もしくは変化の代金を使用し、支配しまたは占有すると考えられる（appear）者に対して、それを交付しまたはそれについての額を、裁判所が適切である（fit）と考える条件を付して、清算人に対して支払うことを命じることができるとしている（1項）。ただし、命令を下すことが公正かつ衡平であるかどうかを判断するにあたって、裁判所は、申立ての対象となっている財産に対する権利を善意（*bona fide*）かつ有償で取得した者の権利を考慮に入れなければならない（3項）。

なお、取締役の資格剥奪制度も設けられている（1990年会社法160条）。

22) 「譲受人」には、責任を負う者の指示に基づき、その者に対し、またはその者のために債務、義務、モーゲージまたは担保権が設定され、発行されまたは移転され、持分が創設された者を含むが、有償の約因（婚姻による約因を含まない）による、善意、かつ、その宣言がなされる根拠となった事柄についての通知を受けていない譲受人を含まない（10項）。

(2) 法人格の否認

Salomon v. Salomon & Co. Ltd. [1897] AC 22が先例的価値を有しているが、法人格が否認される可能性があるものとして、代理関係が存在する場合^{23、24}、会社が法的義務を回避するメカニズムとして用いられている場合 (*Cummings v. Stewart* [1911] 1 IR 236, *Mastertrade (Exports) Ltd. v. Phelan* [2001] IEHC 171)、企業集団において、その事案における正義を実現するためには、その企業集団内の会社を1つの経済的主体とみなすべき場合²⁵ および裁判所の命令の遵守を確保するために法人格を否認する必要がある場合 (e.g. *Dublin County Council v. Elton Homes Limited* [1984] ILRM 297.この事案では、会社に対する差止命令に加え、会社の取締役に対する差止命令も発せられた) が挙げられている。

23) ただし、*Smith, Stone and Knight v. Birmingham Corporation*, [1939] All ER 116が挙げた6つの規準については、一般的に適用できるものではなく、本判決に限定して、妥当するものと理解すべきであると指摘されている (Keane, R. (2000) *Company Law*, 3rd ed., p.130)。

24) なお、Gibson 判事は、*Munton Bros Limited v. Secretary of State*, [1983] NI 369において、会社が株主の代理人であると認めることには謙抑的であるべきであるが、子会社が親会社の代理人であると認めることについて謙抑的であるべきこととは異なると判示した。これに対しては、たとえば、*Courtney*が、社員・株主が自然人であるか法人であるかということには依存しないと考えるべきであるとの批判を加えている (T.B. Courtney (2002), *The Law of Private Companies*, 2nd ed., p.216)。

25) *DHN Food Distributors Ltd. v. Tower Hamlet London Borough Council* [1976] 3 All ER 462 [Denning L.J.], *Power Supermarkets Ltd. v. Crumlin Investments Ltd. and Dunnes Stores (Crumlin) Ltd.* (22 June 1981, unreported, High Court [Costello J]), *Re Bray Travel and Bray Travel (Holdings) Ltd.*, (July 13, 1981, unreported, Supreme Court). 他方、*The State (McInerney & Co Ltd.) v. Dublin County Council* (12 December 1984, unreported, High Court) などは、法人格の否認を認めなかった。また、*Allied Irish Coal Supplies Ltd. v. Powell Duffryn International Fuels Ltd.* [1998] 2 IR 519 (High Court), [1998] 2 IR 529 (Supreme Court) も、*Salomon* 判決に言及して、親子会社関係という密接な関係があることのみでは、親会社が子会社の債務について責任を負わないものとした。

7 イタリア

(1) 資本欠損時の対応

資本の欠損が法定資本の3分の1を超えているが、純資産が最低資本金額を超えている場合には、取締役会²⁶⁾は、直ちに、株主総会を招集しなければならない。また、会社の財政状態についての報告書を作成し、監査役会または監査人の意見を付して、閲覧に供さなければならない。次の事業年度の末日において、欠損が法定資本の3分の1以下になったときは何もしなくてよいが、そうでないときは、欠損額に相当する額だけ法定資本を減少しなければならない。株主総会が減資の決議をしない場合には、取締役会と監査役会は地方裁判所に対して、強制的な減資を命ずることを申し立てる義務を負う（市民法典2446条）。もちろん、株主総会は、1年待つことなく、減資の決議をすることができるし、法定資本を増加することなく、出資することもできる。

他方、資本の欠損が法定資本の3分の1を超えており、かつ、純資産が最低資本金額を下回っている場合には、取締役会（取締役会が招集しないときは監査役会）は直ちに株主総会を招集し、減資の決議を行い、かつ、最低資本金額に純資産が達するような出資をすることにつき合意するか、会社を組織変更する決議をするか（市民法典2447条）のいずれかを株主総会に求めなければならない。株主総会がいずれの決議もしない場合には、会社は解散する（市民法典2484条1項4号）。

取締役会が、2484条に従って解散の手続きを行わなかった場合あるいは遅延した場合には、取締役は、会社、株主および第三者に対して損害賠償責任を負う（市民法典2485条）。また、取締役会が、2446条または2447条に違反した場合には、取締役は、一般原則を定める市民法典2392条²⁷⁾および2393条²⁸⁾により、会社に対して損害賠償責任を負うほか、2394条により会社債権者に

26) 3つの機関構造が認められているが、ここでは、従来型の機関構造を有する株式会社を前提とする。

対する損害賠償責任を負う。すなわち、2394条は、取締役は会社財産の維持に関するその任務を懈怠したことにつき、会社債権者に対して損害賠償責任を負うとし、会社債権者²⁹⁾は、会社財産がその債権の満足を得るために不十分である場合には訴えを提起することができるとする。さらに、2395条は、取締役の悪意、詐害または過失の結果、直接損害を被った個々の株主または第三者が、損害賠償の一般原則に基づいて、損害賠償を求めることができることを明らかにしている。

なお、事実上の契約関係 (rapporti contrattuali di fatto) により、債務を負うことがありうると、民法の解釈上解されており³⁰⁾、従来、罰則³¹⁾との関係で発展してきた事実上の取締役 (amministratore di fatto) という考え方が、取締役の民事責任との関係でも意義を有するに至っている³²⁾。たとえば、破棄院

27) 取締役は法令または定款の定めによって課されている任務を受任者の注意をもって遂行しなければならず、そのような任務を懈怠したことによって会社に与えた損害を賠償する責任を負う。また会社の経営全般を監視し、または会社に不利益を与える行為に気づきつつ、その行為を防止し、またはその有害な結果を除去あるいは軽減するためになしえたことをしなかった場合には、損害賠償責任を負う。

28) 取締役に対する責任追及の訴訟は株主総会の決議に基づいて提起するものとされ、その決議は年度決算書の承認の際にすることができる。

29) 破産または特別清算の場合には、破産管財人または清算人も訴えを提起することができる。会社が取締役に対する訴権を放棄した場合であっても、債権者が行使することは妨げられない。

30) E. Betti (1957), *Sui cosiddetti rapporti contrattuali di fatto*, *Jus. Rivista di scienze giuridiche*, I, 1957, p.353, L. Ricca (1965), *Sui cosiddetti rapporti contrattuali di fatto*. 最近のものとして、たとえば、Tranfaglia M. Elena e Piccini Elisabetta (2010), *I rapporti contrattuali di fatto*がある。

31) e.g. Cass. Torino, 3 dicembre 1884, *Riv. pen. (Rivista penale)*, 1885, p. 331. Cass. pen., 16 febbraio 1933, *Ann. dir. proc. pen. (Annali di diritto e procedura penale)*, 1934, I, p. 357, Cass. pen., 28 febbraio 1936, *Ann. dir. proc. pen.*, 1937, p. 181, Cass. pen., 18 dicembre 1942, *Giur. it. (Giurisprudenza italiana)*, 1943, II, c. 39, Cass. pen., 19 dicembre 1952, *Giur. compl. Cass.pen. (Giurisprudenza completa della Corte suprema di cassazione - sezioni penali)*, 1952, II, p.412, Cass. pen., 29 maggio 1954, *Giust. pen. (La Giustizia penale)*, 1954, II, p.918, Cass. pen., 23 marzo 1954, n. 791, *Giur. compl. Cass. pen.*, 1954, II, p. 334.

は、事実上の取締役とは、株主総会により適法に選任されていないにもかかわらず、会社の業務を経営者として反復・継続的に行っている者としている³³⁾。そして、責任が認められるか否かの判断にあたっては、当該行為が経営者としての権限の範囲内であるか否かが重要であると指摘している (Cass. 27 febbraio 2002, n. 2906, *Giust. civ. (Giustizia civile)*, 2002, I, 952, e Cass. 14 settembre 1999, n. 9795)。

また、市民法典は明示的には定めていないが³⁴⁾、倒産法217条4号が罰則を定めていることから、会社が支払不能となったときは、倒産手続き開始を申し立てる義務があると解されている³⁵⁾。

(2) 法人格の否認

2003年改正³⁶⁾前市民法典2362条は、会社の支払不能の場合、株式が1人のみ帰属していたことが明らかである期間中に生じた会社の債務については、この者が無限に責任を負うと定めていたが、現在はそのような規定は設けられていない。他方、法人格の濫用をめぐる議論³⁷⁾はこれまでもなされてきた³⁸⁾。

法人格の否認の効果を説明するために、まず、隠れた企業家 (*imprenditore*

32) Franco Bonelli (1992), *La responsabilità degli amministratori di società per azioni*, p.131.

33) e.g. Cass. 12 marzo 2008, n. 6719, *Giur. comm.*, 2009, II, 309, Cass. 23 aprile 2003, n. 6478, Guida al Diritto, n. 26/03, p. 56, Cass. 14 settembre 1999, n.9795, *Giur. it.*, 2000, 1434, Cass. 6 marzo 1999, n.1925, *Giust. civ. Mass. (Giustizia civile - massimario annotato dalla Cassazione)*, 1999, p. 511. See also Cass. pen., 16 febbraio 1933, *cit.*

34) 1882年商法典685条は明示的にこのような義務を定めていたが、現在の民法典が明文の規定をもたないことから、反対解釈して、そのような義務はないと解する余地もある。しかし、多数説は、倒産法の基礎的原則と目的に照らして、そのような反対解釈は適切ではないという立場をとっている。See e.g. Umberto Navarrini (1939), *Trattato di diritto fallimentare second la nuove legislazione*, 3^a ed., Nicola Zanichelli, p.109.

35) e.g. Piero Pajardi (2004), *Codice del fallimento*, 5^a ed., Giuffrè, p.61, Giuseppe Ragusa Maggiore (1994), *Istituzioni di diritto fallimentare*, 2^a ed., CEDAM, pp.70 - 72.

36) D.Lgs. 17 gennaio 2003, n. 6, *Riforma organica della disciplina delle società di capitali e società cooperative, in attuazione della legge delega 2 ottobre 2001, n. 366.*

occulto) という理論構成が提唱されてきた。すなわち、企業家 (imprenditore) とは、財またはサービスを生産し、または流通させるために組織的に、経済活動を専門的に引き受ける者であるとされており (市民法典2082条)、企業家は、その活動を自己の名において引き受けるのが原則である³⁹⁾。しかし、企業家は、リスク負担を軽減するために、会社形態 (とりわけ、過少資本の会社形態) を用いるのが現実であることに鑑み、隠れた企業家という法律構成が提唱され⁴⁰⁾、この法律構成によって、会社の背後者の責任を認めることの可能性が論じられてきた⁴¹⁾。

なお、破産法147条1項は、会社の破産宣告にあたって、無限責任社員の破産を宣告するという形で、責任の拡張を定めている。これは、社員は、会社を通じて事業を行う「間接的な企業家」という根拠に基づくものである⁴²⁾。しかし、これは、無限責任社員についての規定であるため、人的会社または株式会社合資会社については適用があるものの、株式会社の株主については適用がないという限界を有している。他方、同条2項は、会社の存在は明白であるときの隠れた社員の責任に関するものであるが、これは、これは会社の存在も明らかではない場合の隠れた社員の責任にも適用されると解されており、隠れた企業家の責任という考え方を反映していると評価されている。

37) N. Distaso (1971), Superamento della personalità giuridica nei casi di abuso della stessa e ordinamento giuridico italiano, in : Centro nazionale di prevenzione e difesa sociale, *Personalità giuridica e gruppi organizzati*, p.161 e ss. F. Galgano (1983), *Le società e lo schermo della personalità giuridica*, *Giur. comm.*, 1983, I, 14 ss 参照。

38) See App. Roma, 19 febbraio 1981, *Riv. dir. comm.*, 1981, II, 145, App. Roma, 28 ottobre 1986, *Giur. it.*, 1987, I, 2, c. 460 e Trib. Genova, 3 aprile 1984 (citata da Francesco Galgano (1987), *L'abuso della personalità giuridica nella giurisprudenza di merito (e negli «obiter dicta» della Cassazione)*, *Contratto e impresa*, 1987, p.377)。

39) e.g. C. Angelici e G.B. Ferri (a cura di) (1991), *Manuale di diritto commerciale*, pp. 101 ss.

40) Walter Bigiavi (1957), *L'imprenditore occulto*, *Id.* (1962), *Difesa dell'imprenditore occulto*.

41) 判例上も学説上も、必ずしも広い支持を受けてきたわけではないが、検討の対象とはされてきた。See also Cass., 11 novembre 1986, n. 6596, *Mass. Foro it.*, 1986, 1324 e ss..

42) Walter Bigiavi (1957), *L'imprenditore occulto.*, pp.89 e ss.

また、特定の事業のために財産の分離を行うことが認められているが（市民法典 2447bis 条以下）、2447*quinquies* 条は、財産の分離が行われた場合であっても、会社は、不法行為から生じた債務については無限に責任を負うと定めており、このことは、株式会社などについて、会社の不法行為（fatto illecito）に関して、法人格を否認する途を開いたと評価されている⁴³⁾。

以上に加えて、不法行為に基づく責任との関連で、法人格の否認が認められる余地があるということが学説上受け入れられている⁴⁴⁾。これは、有限責任は絶対的なものではないと解されているためである⁴⁵⁾。そして、有限責任の原則は、法人に適用される特別のルールに従い、会社の機関に関する規範に従っていることを前提としていると考えられている⁴⁶⁾。Galgano は、株式会社においては、株主が会社債権者に対して責任を負わない代わりに、会社の適切な管理運営を確保するための厳格な統治組織と会社財産の健全性を確保する規律が定められていると指摘し⁴⁷⁾、この前提を欠く場合には、市民法典 2740 条が定める責任の一般原則が適用されると主張した⁴⁸⁾。

43) B. Inzitari (2003), I patrimoni destinati ad uno specifico affare (art. 2447 bis, lettera a, c.c.), *Contratto e impresa*, 2003, p. 164. See also G. Giannelli (2004), sub. art. 2447 - *quinquies*, in : G. Niccolini e A. Stagno D'Alcontres (a cura di), *Società di capitali, commentario*, Jovene, pp.1240 - 1241, C. Comporti (2003), sub art. 2447 *quinquies*, in : M. Sandulli e V.Santoro (a cura di), *La riforma delle società*, vol. 2, tomo II, G. Giappichelli, p. 986 e ss.

44) Fulvio Mecenate (1993), La teoria della persona "relativa", l'amoeba giuridica di Carnelutti : i precedent storici della teoria delle forme intermedie di soggettività, *Rassegna di diritto civile*, 1992, 2, Claudio Capponi (1988), Superamento della personalità giuridica?, *Rivista del diritto commerciale e del diritto generale delle obbligazioni*, vol.86, fasc. 1/2.

45) Francesco Galgano (1965), Struttura logica e contenuto normativo del concetto di persona giuridica, *Riv. dir. civ. (Rivista di diritto civile)*, 1965, I, p. 619. See also T. Ascarelli (1954), Considerazioni in tema di società e personalità giuridica, *Riv.dir. comm. (Rivista dei diritto commerciale)*, 1954, I, p.202.

46) Francesco Galgano (1965), Struttura logica e contenuto normativo del concetto di persona giuridica, *Riv. dir. civ.*, 1965, I, pp. 624 e 630. Pavone la Rosa (1967), La teoria dell'«imprenditore occulto» nell'opera di Walter Bigiavi, *Riv. dir. civ.*, 1967, I, p.669, nota 84.

(3) 社員・株主の債権の劣後

破産院は、1980年に、株主からの資金が将来の資本増加のために区分されていた場合には、株主はそれを資本として扱う意図を有していたと推定されると判示した (Cass., 3 dicembre 1980, n.6315, *Giur. comm. (Giurisprudenza Commerciale)*, II, 895 (1980))。これを背景として、下級裁判所も株主からの借入金をその性格に応じて、資本であると法性決定することがしばしば見られる⁴⁹⁾。

他方で、2003年1月17日法律による改正により、有限会社および企業集団に属する株式会社について、株主からの借入金の劣後化が規定された。すなわち、会社が破産した場合には、貸付が会社の純資産に照らして過度に不均衡な結果をもたらす時またはより多くの資本を確保することが合理的であった時になされた株主・社員の会社に対する貸付金等は、その他の債権者が有する債権に劣後し、破産宣告前1年以内に株主に弁済されたものについて株主は会社に返還しなければならないものとされた (市民法典2467条、2497*quinquies*条)。

8 オランダ

(1) 資本欠損時の対応

払込済株式資本および払込催告済株式資本の2分の1を超える資本の欠損が

47) Francesco Galgano (1965), *Struttura logica e contenuto normativo del concetto di persona giuridica*, *Riv. dir. civ.*, 1965, I, p. 630. See also G.L. Pellizzi (1978), *Personalità giuridica e infrazioni valutarie*, *Banca, borsa e titoli di credito*, 1978, I, p.267.

48) Francesco Galgano (1965), *Struttura logica e contenuto normativo del concetto di persona giuridica*, *Riv. dir. civ.*, 1965, I, p.566.

49) Trib. Milano, 5 dicembre 1988, *Riv. dir. comm.*, 1990, II, 75, Trib. Milano, 25 marzo 1993, *Società* 1993, 534, Trib. Treviso, 18 dicembre 2001, *Banca, borsa e titoli di credito*, 2002, II, 723, Trib. Milano, 28 giugno 2001, *Banca, borsa e titoli di credito*, 2002, II, 723. *For details, see* L. Parrella (2002), *Versamenti in denaro dei soci e conferimenti nelle società di capitali*, pp. 17ff., G. Tantini (2004), *I versamenti dei soci alla società*, in : G.E. Colombo and G. B. Portale (dir.), *Trattato delle società per azioni*, Vol.1/3, UTET, pp.795ff.

生じたことを把握したときまたは明白なときは、3か月以内に、取締役会は、株主総会を招集しなければならない（民法典2:108a）。監査役会も株主総会を招集することができる（民法典2:109）。株主総会を招集しない場合には、取締役および監査役は、破産の場合の責任の一般原則を定める2:138条に基づいて、善管注意義務に違反したことを理由として、会社に対して損害賠償責任を負うことがある。すなわち、取締役は、その任務を不適切に行っていたことが明白であり、かつ、それが倒産の重要な原因となったことが説得力を有するときには、他の資産の換価によっては破産財団が満足を得ることができなかった限度において、会社の負債について連帯して責任を負う。そして、2:10条または2:394条に定められている義務を順守していなかった場合には、任務を不適切に行っていたことにあたり、そのような不適切な任務の遂行が倒産の重要な原因となったと推定される（2:138条2項）。2:394条は年度決算書の公示を定めているが、2:10条1項は、業務執行者は法人の財政状態およびその活動に関連するすべてのことを管理し、法人の権利義務をいつでも確かめることができるように活動に関連する帳簿、記録およびデータベースに記録しなければならないと定めている。

ただし、倒産状態にある会社の取締役会に倒産手続き開始を申し立てる義務を定める明文の規定はなく、申し立てなかったことについての罰則も定められていないため⁵⁰⁾、会社債権者は、取締役の対第三者責任の一般原則にしたがって、損害賠償を求めることになる。たとえば、*Beklamel* 判決⁵¹⁾ は、会社が債務を履行することができないことを知り、または知るべきであったにもかかわらず、新たな取引を行うことを承認した取締役は、取引先（債権者）に対して損害賠償責任を負うとしている⁵²⁾。

50) cf. Cecile M. Bervoets (2005), Die Haftung von Vorstandsmitgliedern niederländischer Kapitalgesellschaften, in : Susanne Kalss, *Vorstandshaftung in 15 europäischen Ländern*, Linde, S.632.

51) HR 6 october 1989, NJ (*Nederlandse Jurisprudentie*) 1990, 286 (m.nt. J.M.M. Maeijer).

(2) 法人格の否認

1977年のオランダ法曹協会の大会において、法人格の否認が、主として、子会社の債権者に対する親会社の責任という形で論じられ⁵³⁾、これまでのところ、不法行為法、取締役の責任および同一視 (Vereenzekviging)⁵⁴⁾ という形で、法人格の否認が実現されている。

すなわち、まず、最高裁判所は、*Osby-Pannan/Las* 事件判決⁵⁵⁾ において、親会社が子会社の経営に対して影響力を及ぼし、子会社の事業の性質に照らして、子会社の新たな債権者が子会社が十分な資産を有していないために害されることを親会社が知り、または知るべきであったときには、親会社が子会社の債権者に対して不法行為責任を負うと判示した。

また、親会社が子会社の日常の経営に重要な影響を与えている場合には、取締役に準ずる者として取締役が任務を懈怠した場合の責任を負うと解されている⁵⁶⁾。すなわち、上述した民法典2:138条の責任は、事実上の取締役も負うこととされており(2:138条7項)、親会社は事実上の取締役にあたることがありうるというのが、立法過程における理解であった⁵⁷⁾。

52) 契約債権者ではない債権者や支払不能状態になる前に債権を取得した債権者の保護は、この理論では図ることができない。そこで、株式会社の資本による保護に関する法についての報告書 (M.L. Lennarts en J.N. Schutte-Veenstra (2004), *Versoepeling van het BV-Kapitaalbeschermingsrecht*) では、連合王国における不当取引の規定に対応するような、倒産手続き開始を申し立てなかったことに対する責任について明文の規定を設けることが提案された (pp.89-92)。

53) H.L.J. Roelvink (1977), *Door rechtspersonen heen kijken*. Preadvies voor de Nederlandse Juristen - Vereniging, *Handelingen 1977 der Nederlandse Juristen - Vereniging*, Part I, M.J.G.C. Raaijmakers (1977), *Over verschuivingen in het toerekeningspatroon bij rechtspersonen*. Preadvies voor de Nederlandse Juristen - Vereniging, *Handelingen 1977 der Nederlandse Juristen - Vereniging*, Part I.

54) S.M. Bartman and A.F.M. Dorresteyn (2000), *Van het concern*, p.219.

55) HR 25 september 1981, NJ 1982, 443 (m.nt. J.M.M. Maeijer).

56) M.L. Lennarts (1999), *Concernaansprakelijkheid*, pp.185-186.

57) See M.L. Lennarts (1999), *Concernaansprakelijkheid*, pp.185-186, S.M. Bartman and A.F.M. Dorresteyn, *Van het concern*, p.237.

さらに、同一視によって、複数の会社が1つの法人であるかのように取り扱われ、一方の会社の行為と負債が他方の会社に帰属するかのように扱われる⁵⁸⁾。この法理は、たとえば、*Heuga* 判決⁵⁹⁾ において認められた。同一視がなされるか否かにあたっては、一方の会社が他方の会社を支配しているか否かが最も重要な要件とされているが⁶⁰⁾、会社の経営に対する濃密な関与、第三者による信頼、資産の混同、株主、取締役、住所などの重複・共通なども重要な判断要素である⁶¹⁾。もっとも、判例上、同一視が認められることは少なく、活動の密接な混同のみでは同一視が認められないし、ほとんどすべての株式を保有する株主と会社とが1つの経済的統合体を形成している場合であっても、通常は、その株主が会社の契約上の債務について弁済責任を負うとされるわけではない⁶²⁾。そして、学説上も、同一視は、制限的に適用されるべきであるという見解が多数を占めている⁶³⁾。

58) H.L.J. Roelvink (1988), De "corporate veil" in recente rechtspraak, in : S.C.J.J. Kortman, A.V.M. Struycken *et al.*, *Van vennootschappelijk belang*, p.217, S.M. Bartman (1996), *Vereenzelviging als methode van rechtsvinding; lange slagen snel thuis?*, WPNR, 6248, p.877.

59) HR 26 januari 1994, NJ 1994, 545 (m.nt. J.M.M. Maeijer). 完全親会社が完全子会社の取締役でもあり、完全親会社のただ1人の取締役が完全子会社の取締役としての職務を遂行していたという事案に関するものである。

60) S.M. Bartman and A.F.M. Dorresteijn (2000), *Van het concern*, p.220.

61) K. Vanderkerckhove, *Vereenzelviging en het doorbreken van de rechtssubjectiviteit van verbonden vennootschappen*", T.R.V. 2000, p. 277. See also R.C. van Dongen (1995) *Identificatie in het rechtspersonenrecht* pp.262 - 263.

62) K. Vanderkerckhove, *Vereenzelviging en het doorbreken van de rechtssubjectiviteit van verbonden vennootschappen*", T.R.V. 2000, p. 277.

63) See *e.g.* A.L. Mohr (1996), *Vereenzelviging; beperkt speelveld voor een nieuwe tak van sport*, WPNR, nr. 6243, p.790. See also L. Lennarts (1999), *Concernaansprakelijkheid*, p.243, L. Timmerman (1996), *Doorbraak van aansprakelijkheid; de kern van enige recente ontwikkelingen*, TVVS 1996, p.137, L.G.H.J. Houwen, A.P. Scchoonbrood - Wessels en J.A.W. Schreurs (1993), *Aansprakelijkheid in concernverhoudingen*, pp.888 - 893.

(3) 株主・社員の債権の劣後化

法令上の明文の規定はなく、裁判例も分かれている。2008年12月17日アムステルダム地方裁判所判決（Rechtbank Amsterdam 17 december 2008, JOR 2009, 171）は、法令に明文の規定がないことを理由として、劣後化は認められないとしたが、たとえば、2005年11月5日アムステルダム控訴裁判所判決（Gerechtshof Amsterdam, 5 november 2005, JOR 2007, 51）や2010年7月7日ブレダ地方裁判所判決（Rechtbank Breda, 7 juli 2010, JOR 2010, 293）は、株主の会社に対する貸付金の劣後化を認めている。

9 ポルトガル

(1) 資本欠損時の対応

会社の年度決算書または臨時決算書に基づき、株式資本の2分の1にあたる欠損が生じたことが明らかになったとき、あるいは、いつでも、そのような欠損が生じたと考える正当な理由があるときは、その状況を知らせ、適切な措置を講じることを目的として、業務執行者は直ちに総会を招集し、または取締役会は速やかに総会を招集しなければならない（商事会社法35条1条）。会社の純資産が会社の株式資本の2分の1以下であるときには、株式資本の2分の1が欠損したとみなされる（商事会社法35条2項）。そして、その株主総会の招集通知には、少なくとも、議題として、会社の解散、純資産を下回らない額までの株式資本の減少（減資）、会社の資本を回復するための社員による出資を含めなければならない（商事会社法35条3項）。

業務執行者または取締役は、故意または害意をもって行ったのではないことを証明できない限り、その法律上または契約上の義務の懈怠に起因する行為または不作為によってもたらされた損害を賠償する責任を負う（商事会社法72条1項）。また、会社の財産の保全のための法令または定款の規定に故意に違反したことによって、会社財産が会社の債務を弁済するに足りなくなったときには、業務執行者または取締役は会社債権者に対して責任を負う（商事会社法78条1項）。会社が有する損害賠償請求権を会社または社員が行使しない場合

には、民法典（Código Civil）606条から609条の規定に従って、会社債権者はそれを代位行使できる（商事会社法78条2項）。さらに、業務執行者または取締役は、その任務の遂行から直接生ずる損害を被った社員または第三者に対して損害賠償責任を負う（商事会社法79条）。

(2) 社員・株主の責任

社員が1人のみの会社が破産宣告を受けた場合には、その社員は、すべての持分または株式を有するに至った後に会社が負担した債務について、すべての持分または株式を有している期間中、会社の純資産がどのように債務の弁済に充てられるべきかを定める法律の規定が遵守されていなかったときには、無限責任を負う（商事会社法84条1項）。この規定は、社員の数が複数に復した後に、会社が破産宣告を受けた場合にも適用される（商事会社法84条2項）⁶⁴⁾。

(3) 社員・株主の債権の劣後

倒産時には、社員の会社に対する債権は劣後するものとされている（商事会社法245条3項）。

64) なお、自分のみでまたは社員間契約に署名した他の社員と併せた行使可能議決権に照らして、業務執行者、取締役または監督役員を選任することができる社員は、その社員および社員間契約署名した他の社員が議決権を行使し、その行使した議決権数が出席し、または代理された他の社員の行使議決権の2分の1以上であった結果、当該選任決議がなされた場合において、被選者が会社または社員に対して損害賠償責任を法的に負うときには、当該被選者と連帯して損害賠償責任を負い、その選任について過失があったとされる（商事会社法83条3項）。同様に、自分のみでまたは社員間契約に署名した他の社員と併せた契約上の権利または有する議決権数に照らして、業務執行者、取締役または監督役員を解任し、または解任を求めることができ、かつ、それらの者にある行為または不作為をさせるように不当な影響力を行使した者は、それらの者が、当該行為または不作為のために、商事会社法の下で、会社または社員に対して損害賠償責任を負うときには、連帯して責任を負う（商事会社法83条4項）。

(4) 法人格の否認

判例上、主として、法人格の濫用が認められる場合に、法人格の否認が認められている⁶⁵⁾。

10 ス페인

(1) 資本欠損時の対応

取締役は、会社が支払不能である場合（倒産手続き開始を申し立てなければならない⁶⁶⁾）を除き、会社の純資産が法定資本の50%を下回ったときには、2か月以内に、株主総会を招集しなければならない。そして、株主総会は、会社を解散するか、議題とされている場合には、解散原因を治癒するための措置を決議しなければならない（資本会社法363条1項d、365条）。解散原因を治癒する措置としては、最低資本金額を割り込まない限りにおいて、減資することなどがある。

取締役会が株主総会を招集しないとき、あるいは、株主総会において解散が否決され、または決議されなかったときには、利害関係者は、裁判所に対して、裁判による解散を申し立てることができる（資本会社法366条1項）。また、取締役は、株主総会において解散が否決され、または決議されなかったときには、裁判所に対して、裁判による解散を申し立てなければならない（資本会社法366条2項）。

なお、最低資本金を下回る減資の決議がなされて1年以内に組織変更、解散または株式資本の最低資本金以上への増加が登記されないときは、会社は当然に解散するものとされている（資本会社法360条1項b号）。そして、組織変更、解散または株式資本の最低資本金以上への増加が登記されずに1年を経過した後は、取締役は、会社の債務について、連帯して支払う責任を負う（資本会

65) 詳細については、たとえば、Pedro Cordeiro (2008), *A desconsideração da personalidade jurídica das sociedades comerciais*, 3ª ed., Maria de Fátima Ribeiro (2009) *A Tutela dos Credores da Sociedade por Quotas e a "Desconsideração da Personalidade Jurídica"*など参照。

66) この規定は、破産法 (Ley 22/2003, de 9 julio, Concursal) の改正の際に導入された。

社法360条2項)。

そして、取締役は、2か月以内に、解散を決議するための株主総会を招集せず、または、株主総会の会日として予定された日あるいは解散決議が否決された日から2か月以内に裁判による解散を申し立てなかったとき（あてはまる場合には倒産手続き開始を申し立てなかったとき）には、会社債務について連帯して責任を負う（資本金会社法367条）。

また、倒産手続き開始を申し立てることは資本金会社法上の義務なので、取締役の責任の一般原則を定める資本金会社法236条の適用もある。236条は、法律上の取締役または事実上の取締役は、法律もしくは定款に違反した行為もしくは不作為またはその任務の遂行に必要な義務を果たさなかったことによって、会社、株主及び会社債権者に生じた損害を賠償しなければならないと定めている。

(2) 取締役の責任

破産法の167条から174条は、責任査定手続き（*sección de calificación*）を定めており、倒産が偶発的（*fortuito*）なのか有責（*culpable*）なのかについての判断がなされる（破産法163条、172条）。倒産手続き開始の申し立てが遅れた場合には、「悪意または重過失（*dolo e culpa grave*）」などが推定されるが、反証は可能である（165条1項1号）。当該倒産が有責であるとされた場合には、会社の法律上または事実上の取締役または清算人、代表者ならびに倒産宣告前2年以内に取締役が行う職務を行った者は、会社債権者が破産財団からの配当によって弁済をうけることができなかった債権の一部または全部について支払うように裁判所によって命じられることがある（破産法172*bis*条1項）。この場合には、債権者の申立てに基づいて、裁判所はそのような責任を負う者の財産を差し押さえを命じることができる（破産法172*bis*条2項）。また、有責であるとされた者は、倒産手続きにおいて有しうる権利を喪失し、不当に債務者（倒産会社）または破産財団から取得した財産を返還し（破産法172条2項）、与えた損害を賠償しなければならない（破産法172条3項）

また、裁判所は、有責であるとされた者について、2年から15年の間の期間を定めて、他人の物を管理し、または法人を営営しもしくは代表する資格を有しないものことができるとされており（破産法172条2項）、これは、イギリスにおける取締役の資格剥奪制度に相当する制度であると位置づけることができる。

(3) 法人格の否認

法人格の否認（levantamiento del velo jurídico ; penetración en el substratum jurídico de la sociedad）は学説上も判例上も認められている⁶⁷⁾。

まず、1980年1月8日最高裁判所判決は、傍論であるが、法的形式にとられず、会社の背後にいる真の者を見ること（investigar el fondo real de la persona jurídica sin detenerse en la forma）が適切な場合があると判示し、業務執行者に対する請求は会社との関係で時効を中断するかが争われた事件に関する1984年3月28日最高裁判所判決（RJ（Repertorio de jurisprudencia）1984, 2800）は、法人格否認の法理に基づき、会社と株主との厳格な分離を否定した。そして、この判例を踏襲して、会社支配者が会社債権者に対して直接責任を負うことがあることは、下級審裁判例において広く認められている⁶⁸⁾。

(4) 社員・株主の債権の劣後

破産法は、会社に対して特別な関係がある者（10%以上〔上場会社の場合

67) e.g. Carmén Boldó Roda (2000), *Levantamiento del velo y persona jurídica en el derecho privado español*, 3ª. Edición.

68) José Miguel Embid Irujo (1999), Protección de acreedores, grupo de sociedades y levantamiento del velo de la personalidad jurídica, *Revista de Derecho de Sociedades*, pág. 364. See also Carmen Boldó Roda (2002), Veinte años de application de la doctrina del levantamiento del velo jurídico por la Sala 1.ª del Tribunal Supremo, in : *Libro Homenaje al Profesor Fernando Sánchez Calero*, vol. I, pág. 26, Catalina Ruiz - Rico Ruiz (2000), El levantamiento del velo en las sociedades mercantiles : Argumentaciones jurídicas, tendentes a reducir su aplicabilidad, *Anuario de Derecho Civil*, Vol.53, N° 3, pág. 923ss.

は5%]以上の持分割合を有する株主など。93条)が会社に対して有している貸付債権は他の債権に劣後するものとしている(92条)。これは、会社の危機時に貸付けられたものであるか否かを問わない。そして、倒産手続きの開始前になされた、劣後化対象債権の弁済あるいはそれに対する担保の供与は、債権者を詐害するものと推定され、推定が覆らない場合には、否認されうる(71条3項)。

11 連合王国

(1) 資本欠損時の対応

公開会社の取締役は、純資産が払込済資本の2分の1を下回ったときには、これに対して何らかの措置をとるべきか、とるべきであるとすれば、どのような措置をとるべきかを検討するための臨時株主総会を招集しなければならない(2006年会社法656条1項)。すなわち、そのような欠損が発生したことを知った日から28日以内に株主総会を招集し、56日以内に株主総会を開催しなければならない(2006年会社法656条2項3項)。そのような株主総会を招集しないことを故意に承認し、または許容し、または招集すべき期間を経過した後に、株主総会を招集しないままにしておくことを故意に承認し、または許容した取締役は罰則の対象となる(2006年会社法656条4項5項)。

(2) 取締役の責任

2006年会社法の下では、取締役は、その権限内で行動する義務(171条)、会社の繁栄を促進する義務(172条)、他者に左右されず経営判断を下す義務(173条)、相当の注意力、手腕および配慮を用いる義務(174条)、利益相反を避ける義務(175条)、第三者から便益を受けない義務(176条)および利害関係を公開する義務(177条)を負うことが明文化されている。そして、これらの規定に違反した場合には、コモンローのルールおよびエクティの原則が適用され(178条1項)、174条の義務を除き、これらの義務は、取締役が会社に対して負っている他の信認義務と同様に強制可能であるとされている(178条2

項)。したがって、取締役がこれらの義務に違反した場合には、会社には、差止め請求、損害賠償、会社財産の原状回復、契約の取消し、得た利益の吐き出しなどの救済を求める権利が認められる。

そして、会社の清算手続きにおいては、清算人が会社の名においてこの権利を行使するが、1986年支払不能法（Insolvency Act 1986）の212条が略式な救済を認めている。すなわち、会社の清算において、清算人、債権者などの申立てにより、会社の役員（取締役、業務執行者、秘書役を含む）などが、会社の金銭その他の財産を不正に使用もしくは取得した場合、または失当行為（misfeasance）もしくは会社との関係における信認義務その他の義務の違反の責任を負うと認められる場合には、裁判所は、それらの者の行為を調査し、裁判所が正当である（just）と考える率の利息を付して、金銭の払戻もしくは財産の回復を強制すること、または損害賠償として裁判所が正当であると考えた額を会社財産に抛出させることができる。

(3) 不当取引

支払不能法214条は、不当取引（wrongful trading）について規定している⁶⁹⁾。すなわち、清算人の申立てに基づき、裁判所は、不当取引を行った取締役に対して、裁判所が適当である（proper）と考える額を会社資産に抛出する責任を負う旨を宣告することができる。また、裁判所は、不当取引をした者に対して、

69) 不当取引については、たとえば、齊藤真紀（2001）「子会社の管理と親会社の責任（二）」法学論叢149巻3号17頁以下、佐藤鉄男（1991）『取締役倒産責任論』（信山社）129頁以下、本間法之（1996）「イギリス倒産法における『不当取引 Wrongful Trading』」『民事訴訟法学の新たな展開』（成文堂）574頁以下、中島弘雅（1998）「新再建倒産手続の1つの方向(F)」ジュリスト1142号95頁以下などがある。なお、1986年支払不能法213条は、詐欺的取引について定めており、会社の清算の過程において、会社債権者またはその他の者の債権者を詐害する意図または詐欺的な目的をもって会社の事業が行われたことが明らかになったときは、裁判所は、清算人の申立てに基づき、そのような事業経営を故意に行った者に対して、裁判所が適当である（proper）と考える額を会社資産に抛出する責任を負う旨を宣告することができる。

その者が会社に対して有する債権の劣後の取扱い（支払不能法215条4項）および取締役の資格剥奪（1986年会社取締役資格剥奪法6条⁷⁰⁾を命じることができる。会社が支払不能による清算に入ったこと、会社の清算手続き開始以前のある時点（支払不能の予見可能時）において、会社が支払不能による清算を回避することができる合理的見込みがないことをその者が知っていた、あるいは、当然にそのように結論付けるべき状況にあったこと、支払不能の予見可能時に、その者が会社の取締役であったこと、および、その者との関係で、支払不能の予見可能時であるといえる状況になった時点以降、会社債権者に対する潜在的な損失を最小限にとどめるために当然にとるべき必要なすべての手段を尽くしていなかったことという要件がみたされれば、不当取引を行ったとされる。この不当取引についての規整は、適法に選任された取締役のみならず、事実上の取締役⁷¹⁾や影の取締役⁷²⁾にも及ぶ。ここで、会社の取締役会がある者の指図に従って行動することを常とする場合には、その者は影の取締役とされる（支払不能法251条）。

(4) 法人格の否認

法人格の否認⁷³⁾については、*Salomon v. Salomon & Co. Ltd.* [1897] AC 22が支配株主と会社とは別個の法人格を有しているとして、支配株主の会社の債

70) イギリスにおける取締役の資格剥奪について、詳細は、たとえば、中村康江（2001）「英国における取締役の資格剥奪」立命館法学273号2236頁以下（2000）、277号884頁以下、中島弘雅（1999）「倒産責任としての取締役資格剥奪について」『社団と証券の法理』（商事法務研究会）437頁以下参照。

71) 石山卓磨（1984）『事実上の取締役理論とその展開』（成文堂）など参照。

72) 中村信男（1989）「イギリス法上の影の取締役」早稲田大学大学院法研論集51号165頁以下、石山卓磨（1999）「英国法における事実上の取締役と影の取締役の関係」『比較会社法研究』（成文堂）3頁以下、坂本達也（2009）『影の取締役の基礎的考察』（多賀出版）など参照。

73) なお、1985年会社法24条は1人会社の社員の責任を定めていた。すなわち、6か月以上社員が1人しかいないことを知りつつ事業を遂行した社員は、その期間内に契約した会社の債務について会社と連帯して支払義務を負うものとしていた。

務についての弁済責任を否定した。そのため、法人格の否認は、会社の独立した法人格を保護することを正当化できるような事情がないといえるような場合に例外的に許容されるという位置づけが与えられてきた⁷⁴⁾。

まず、不適切な動機（債権者に不利益を与えるというような目的）に基づく資産の移転が法人格否認の根拠となると解されている⁷⁵⁾。

また、法人格の濫用を理由として、法人格の否認が認められることは広く受け入れられている (*Adams v. Cape Industries Plc.* [1990] Ch.433)。もっとも、判例上は、背後にいる株主が現実の状況を隠すために用いている法人が単なる見せかけ (sham) またはうわべ (façade) にすぎない場合に限定されており、背後者の欺もうの意図が重要であるとされている (*Adams v. Cape Industries Plc.* [1990] Ch.433, 542)。ある時期においては、うわべという要件は欺もうの要件と表裏一体の関係にあるととらえられ、しかも、ここでいう欺もうは刑事法上の意味における欺もうであると解され、法人格を否認することによって、会社が脱税した場合において株主に支払を求めることができるという結論を導いた裁判例は多数存在する (*e.g. Regina v. Allen* (1999) T.L.R. 13.10.1999, *Re H and others* [1996] 2 All E.R. 401)。しかし、近年では、刑事法上の意味における欺もうに限定せず、法人格を否認する傾向がみられるようになってきている (*e.g. Trustor AB v. Smallbone (No.2)* [2001] 3 All ER 987)。

さらに、*Smith, Stone and Knight v. Birmingham Corporation* [1939] All ER 116においては、子会社が親会社の代理人にあたるとして、法人格の否認が認められたが、子会社が親会社の代理人にあたるかを判断するにあたって、子会社の利益が親会社の利益として扱われているか、子会社の事業を遂行する者が親会社によって選任されているか、親会社が取引上の冒険を行うか否かを決定する中枢 (head and brains) か、親会社がその冒険を支配しているか、子会社

74) C.M., Schmitthoff (1976), *Salomon in the Shadow*, *Journal of Business Law*

75) *Yukong Line Ltd. of Korea v. Rendburg Investments Corporation of Liberia (No.2)* [1998] 1 WLR 294. See also *Jones v. Lipman* [1962] 1 WLR 832, *Creasy v. Breachwood Motors Ltd.* [1993] BCLC 480.

の利益が親会社の技量と指示によって生み出されているか、親会社が子会社を実効的かつ継続的に支配しているかという6つの要素が考慮された⁷⁶⁾。

他方、単一の経済的単位または企業主体性が法人格否認の根拠となりうるかが問題とされるが⁷⁷⁾ (*Adams v. Cape Industries plc.* [1990] Ch. 453⁷⁷⁾)、単一の経済的主体性のみを根拠として法人格を否認するという考え方は現在では受け入れられていない⁷⁸⁾。すなわち、*Dennings*卿は、企業集団を構成する会社は全体として1つの企業であると評価できるという発想を示したが (*Littlewoods Mail Order Stores Ltd. v. Inland Revenue Commissioners* [1969] 1 WLR 1241, *D.H.N. Food Distributors Ltd. v. Tower Hamlets London Borough Council* [1976] 1 WLR 852)、このような考え方に対しては、企業集団の中の会社も別個の法的権利義務を有する別個の法人であるという批判が加えられ (*e.g. The Albazero* [1975] 3 WLR 491, at 521, *Woolfson v. Strathclyde Regional Council* [1978] SC 90)、*Bank of Tokyo Ltd. v. Karoon* [1987] 1 A.C. 45においてはこのような見解は受け入れられないとされ (at 64)、*Ord v. Belhaven Pubs* [1998] 2 BCLC 447においても同様の判断が下された⁷⁹⁾。また、資産の混同があるのみでは、法人格の否認は認められない傾向がある (*e.g. Wallersteiner v. Moir* [1974] 1 WLR 991, *Atlas Maritime Co. SA v. Avalon Maritime Ltd., the Coral Rose (No. 3)*, [1991] 4 All ER 783)⁸⁰⁾。さらに、判例上は、過少資本も法人格否認の根拠と

76) ただし、この規準については、批判が強く、この事案にのみ妥当するという学説が支配的である。See *e.g.* S. Ottolenghi (1990), From Peeping behind the Corporate Veil, to Ignoring It Completely, *The Modern Law Review*, vol.53, no.3, J Harris (2005), Lifting the Corporate Veil on the Basis of an Implied Agency : A Re - Evaluation of Smith, Stone and Knight, *Company and Securities Law Journal*, vol. 23, no. 1.

77) この事件においては、将来の法的債務を企業集団内の他の会社に負わせるという形で会社形態を用いた場合には、会社がその法的義務を免かれようとしたことを根拠として法人格を否認することはしないとされた。

78) L.C.B. Gower and Paul L. Davis (2003), *Principles of Modern Company Law*, 7th ed., pp.184 - 185.

79) C.M. Schmitthoff (1976), Salomon in the Shadow, *Journal of Business Law*, p.305.

80) ただし、*Gencor ACP Ltd. v. Dalby* [2000] BCLC 734。

しては認められないのが一般的である (e.g. *Re F.G. (Films) Ltd.* [1953] 1 All ER 615, *Atlas Maritime Co. SA v. Avalon Maritime Ltd., the Coral Rose (No. 3)*, [1991] 4 All ER 783)。

なお、*Gower* は、裁判所が法人格を否認するのは、法令、契約その他の文書を解釈する場合であって、会社が真実を隠すための「単なるうわべ (façade)」であると認め、かつ、会社が支配者または社員の、それが法人であれ自然人であれ、代理人であることが証明された場合に限られるように思われると整理している⁸¹⁾。

(5) 社員・株主の債権の劣後化

Cork 報告書⁸²⁾ においては、完全子会社に親会社とその事業資金の多くを貸し付け、その完全子会社の経営は親会社の利益を図って行われ、その利益は親会社が吸い上げ、その完全子会社は親会社をトップとする企業集団に属することを背景として、外部から与信を受けていたが、倒産し、清算に入ったという事案において、親会社が相当部分の配当をうけるという結論が生ずることを認める法は、疑いなく欠陥のある法であると指摘されていた (pp.435-436)。しかし、それにもかかわらず、連合王国においては、いまだ、会社が支払不能に陥った場合において、株主の会社に対する債権を劣後化させる一般的な規定は設けられていない。

12 ノルウェー

(1) 資本欠損時の対応

公開有限責任会社法第3章3-4条は、会社は常に会社の活動の範囲とそのさらされているリスクに基づき、健全なレベルの純資産を有しなければならないと定めている。これをうけて、同3-5条は、会社の活動の範囲とそのさらされ

81) L.C.B. Gower (1992), *Modern Company Law*, 5th ed., pp.133-134.

82) Review Committee (1981), *Insolvency Law and Practice : Report of the Review Committee*.

ているリスクに基づき健全であると考えられるレベルを純資産が下回った場合には、取締役会は直ちに措置を取らなければならないと定め、また、純資産が株式資本の2分の1を下回ったときも同様であるとする。すなわち、合理的な期間内（遅くとも6カ月以内）に、取締役会は株主総会を招集し、株主総会に会社の財政状態を報告しなければならない。会社が3-4条に従った十分な純資産を有しないときには、これを是正する方策を株主総会に提案しなければならない。

取締役会は、倒産手続き開始を申し立てる義務を負っていないが、上記の株主総会に是正策を提案できないとき、あるいは、提案した是正策を実施できないときは、株主総会に解散を提案しなければならない（3-5条2項）。なお、株主が適切な措置を講じなかったときには、株主は、第17章17-1条（会社、株主その他の者は、執行役員、取締役、株主などに対して、それらの者が、その資格において、故意または過失によって損害を与えたときには損害賠償を求めることができる。そのような損害を生じさせることにつき寄与した者も同じである）に基づき、会社に対して損害賠償責任を負うことがある。また、適時に倒産手続き開始を申し立てないことに対しては、刑法上の罰則が定められており⁸³⁾、執行役員や取締役が損害賠償責任を負うことがある。

(2) 取締役の責任

取締役は、会社債権者に対して、契約締結上の過失の法理に基づき、会社債権者に対して損害賠償責任を負うというのが判例⁸⁴⁾・通説⁸⁵⁾である。すなわち、取締役は、会社が深刻な財政的危機に瀕している場合には、取引をしよう

83) 刑法典（Lov 1902-05-22 nr 10 : Almindelig borgerlig Straffelov (Straffeloven)）284条および287条2項。事実上の取締役も罰則の対象となっている。

84) NRt 1939, s.679, NRt 1975 s.198.

85) e.g. Kristin Normann Aarum (1994), *Styrelsesmedlemmers erstatningsansvar i aksjeselskaper*, Ad Notam Gyldendal, s.558ff., Rolf Dotevall (1989), *Skadeståndsansvar för styrelseledamot och verkställande direktör*, Norstedts Juridik, s.514.

とする相手方にその旨を伝えなければならず、その事実の開示を怠ったときは、相手方が信頼したことによって被った損害を賠償する責任を負うと解されている⁸⁶⁾。

(3) 法人格の否認

ある状況において、別個の法人格を有していることを理由として、責任を負わないとすることが債権者との関係で不合理であると考えられる場合または別個の法人格を有すると評価することが適当ではない法人間の業務・財産等の混同がある場合に法人格の否認がなされうる⁸⁷⁾。

なお、司法・警察省は、1989年⁸⁸⁾ および2006年⁸⁹⁾ に、環境損害について、法人格否認を法定することを検討したが、有限責任は株式会社法制における基本的な法原則であり、有限責任が事業に対する投資の前提となっていることに鑑み、早急に導入することは適当ではないという結論に、いずれも至り⁹⁰⁾、現時点では明文の規定は設けられていない⁹¹⁾。

86) e.g. Kristin Normann Aarum (1994), *Styrelsesmedlemmers erstatningsnsvar i aksjeselskaper*, 1994, s.561.

87) Rt. 1996, s. 672 og Rt. 1996, s. 742 (*Kongeparken og Minnor*) og Rt. 1999, s. 353. See e.g. M.H. Andenæs (2006), *Aksjeselskaper og allmennaksjeselskaper*, pp.39-41, Per Brunsvig (1988), „Hva eier en aksjeeier?“, in : Thor Falkanger (red.), *Lov, Dom og Bok, Festskrift til Sjur Brækhus*, s.71. See also Ot.prp. nr. 23 (1996-97) *Om lov om aksjeselskaper (aksjeloven) og lov om allmennaksjeselskaper (allmennaksjeloven)*, 12 Ansvarsgjennombrudd og erstatningsansvar for tap voldt ved selskapets drift.

88) Ot.prp. nr. 33 (1988-89) *Om lov om endringer i lov 13. mars 1981 nr 6 om vern mot forurensninger og om avfall (forurensningsloven) m v (Erstatningsansvar ved forurensningsskade)*, p.68.

89) Justis- og politidepartementet, Ot.prp. nr. 55 (2005-2006) *Om lov om endringer i aksjelovgivning mv.*, pp.125-126. See also Utenriksdepartementet, St.meld. nr. 10 (2008-2009) *Næringslivets samfunnsansvar i en global økonomi*, 8.2 Sivilt erstatningsansvar.

90) 2006年の司法・警察省の意見は、Aarbakkeの意見書 (Magnus Aarbakke (2004), *Medvirkeransvar og identifikasjonsansvar i aksjeog allmennaksjeselskapsforhold*) を踏まえたものであった (Ot.prp. nr. 55 (2005-2006), p.125)。

13 ニュージーランド

(1) 資本欠損時の対応

EU 構成国とは異なり、資本金に相当する会社財産を維持することによる会社債権者保護は目指されていないため、EU 会社法第2号指令17条に対応するような規律（資本欠損時の対応の要求）は行われていない。

(2) 無謀取引

無謀取引（reckless trading）についての規定が1993年会社法135条および136条として設けられている。すなわち、135条は、会社の取締役は、会社の債権者に深刻な損失を生じさせる重大なリスクをもたらす可能性が高い方法で、会社の事業を行うことに同意し、または、会社の事業が行われるようにし、またはそれを放置してはならない旨を定め、136条は、会社の取締役は、その時点において、合理的な根拠に基づき、会社がその債務を弁済すべき時に履行できると考える場合でないかぎり、会社が債務（obligation）を負担することに同意してはならないと定める。

しかし、これらの義務は、会社に対する義務であり、株主に対する義務ではなく、差遣者に対して直接負う義務でもないと考えられている。これは、株主の取締役に対する個人訴訟について定める169条が、135条および136条が定

91) ただし、たとえば、*Hempel*判決（2010年3月10日最高裁判所判決（HR-2010-00443-A, (sak nr. 2009/896)））は、環境法令の解釈として、実質的に法人格の否認をおこなった。この判決は、通常の債権者が有する請求権とは異なる性質を有すること、社会的利益を保護するという観点から会社法上の有限责任の解釈については、限定的に解することが適切であることを理由中で指摘していたが、同時に、当該事件は企業集団が存在する場合であり、親会社が通常、子会社を支配することができ、子会社の事業に対して経済的利害を有していることを指摘した。しかし、裁判所が最も強調したのは、会社の合併、分割やリスクチャリングによって、責任を負わない、支払能力を有する主体を創設するという結果をもたらすこと—これが当該事件にあてはまるということは認定されなかったが—は適当ではないという点であった。

める義務は、会社に対して負うものであって、株主に対して負うものではないと定めているからである。したがって、135条および136条のみを根拠として、会社債権者が取締役に対して損害賠償請求の訴えを提起できる可能性は低い。しかも、165条から168条が株主代表訴訟について定めていることから、会社債権者が会社を代表して135条または136条違反を理由として、取締役に対して訴えを提起することを裁判所が認めることは想定されていない。

ただし、1993年会社法301条は、会社の清算の過程において、裁判所が、会社の現在または過去の取締役、業務執行者などであった者が、会社の金銭その他の財産を不正に使用もしくは取得し、それについて責任を負い、または過失、債務不履行または会社との関係における義務違反もしくは信託違反の責任を負うと認めるときには、清算人、債権者または株主の申立てに基づき、裁判所は、取締役等の行為を調査し、裁判所が正当である (just) と考える率の利息を付して、金銭の払戻しまたは財産の回復もしくは損害賠償として裁判所が正当であると考えた額の財産の拠出を、または、債権者が申し立てた場合には、裁判所が正当である (just) と考える率の利息を付して、その債権者への金銭の払戻しまたは財産の回復を命じることができると定めている (1項)。したがって、301条の下では、債権者は135条違反を理由としても裁判所に申し立てることができるが⁹²⁾、会社に対する義務違反を根拠するときは全債権者の利益のためにしなければならない (会社財産の不正流用などの場合は、自己の利益のためにすることができる) というのが判例であり (*Mitchell v Hesketh* (1998) 8 NZCLC 261, 559)、135条違反を理由とするときは全債権者の利益のためにしなければならない。

92) 1955年会社法189条および275条 (1993年会社法135条および301条に相当する) が適用された事案として、*Nippon Express (New Zealand) Ltd v Woodward & Nutt* (1998) 8 NZCLC 261がある。他方、1993年会社法136条違反が認められたものとしては、*Ocean Boulevard Properties Ltd v Everest*, (2000) 8 NZCLC 262がある。

(3) 法人格の否認

連合王国におけるコモン・ローの原則によって法人格の否認が認められており、法人格の否認は例外的な状況の下でのみなされるとされている⁹³⁾。

そして、おおむね3つの場合、すなわち、会社が株主の代理人にすぎない場合、単なる見せかけ (sham) またはうわべ (façade) にすぎない場合 (*Official Assignee v. 15 Insoll Avenue Ltd.* [2001] 2 NZLR 492)、および会社が詐欺を行うためまたは法令上もしくは契約上の義務を潜脱するために用いられている場合 (*New Zealand Seamen's Union IUOW v. Shipping Corporation of New Zealand Ltd.* (1989) 2 NZELC 96708, *Hesketh Henry v. Aotearoa Television Ltd.* (1999) 8 NZCLC 262,089, *Bentley Poultry Farm Ltd. v. Canterbury Poultry Farmers Co-operative Ltd.* (No. 2) (1989) 4 NZCLC 64,780. See also *Gilford Motor Co. Ltd. v. Home* [1993] 1 Ch 935) に、法人格の否認がなされると指摘されている⁹⁴⁾。

14 オーストラリア

(1) 資本欠損時の対応

EU 構成国とは異なり、資本金に相当する会社財産を維持することによる会社債権者保護は目指されていないため、EU 会社法第2号指令17条に対応するような規律 (資本欠損時の対応の要求) は行われていない。

(2) 支払不能時取引

連合王国における不当取引規制に類似した制度として、支払不能時取引 (insolvent trading) についての規定が2001年会社法588G条以下に設けられて

93) *e.g. Bomac Laboratories Ltd. v. F. Hoffman-La Roche Ltd.* (2002) 7 NZBLC 103,627 (H.C.), *Chen v. Butterfield* (1996) 7 NZCLC 261,086, *NZI Bank Ltd. v. Euro-National Corporation Ltd.* [1992] 3 NZLR 528 (C.A.), *Re Securitibank Ltd. (No.2)* [1978] 2 NZLR 136 (C.A.), *Savill v. Chase Holdings (Wellington) Ltd.* [1989] 1 NZLR 257.

94) R.Grantham and C. Rickett (2002), *Company and Securities Law : Commentary and Materials*, p.222.

いる。

すなわち、ある者が会社が債務 (debt) を負担した時に取締役であったこと、債務を負担した時に会社が支払不能 (insolvent) であったか、その債務を負担したことによって支払不能となったこと、会社が債務を負担した時に、会社が支払不能であるか、その債務を負担することによって支払不能となることを疑うべき合理的根拠があったこと、および、債務を負担したときに、その取締役が会社が支払不能であることを疑うべき合理的根拠があることを気づいていた (is aware) こと、またはその会社の同様の地位にある合理的な人であれば、その会社の状況にあれば気づいたであろうこと、という要件をみたすときに、588G条により、その者 (取締役) は責任を負うことになる。ここでいう取締役には、事実上の取締役および影の取締役が含まれる (2001年会社法6条)。事実上の取締役とは、適法に選任されていないが取締役として行動しているものをいい、影の取締役とは、会社の取締役がその者の指示または希望 (wishes) に従って行動することを常とするものをいうとされている。

588G条にいう支払不能時の取引にあたる場合には、会社の清算人は、その取締役に対して、会社が支払不能であった時に会社が負担した債務に係る債権者がこうむった損失または損害に相当する額の損害賠償を求めて訴えを提起することができる (2001年会社法588M条)。また、個々の債権者も、会社が清算中であり、会社の清算人から書面での同意を得れば、自ら、取締役に対して損害賠償請求の訴えを提起することができる (2001年会社法588R条)。また、清算人からの同意を得なくとも、裁判所の許可を得れば、債権者は、自ら、取締役に対して損害賠償請求の訴えを提起することができるが (2001年会社法588T条)、会社の清算人が取締役に対して訴えを提起している場合には、訴えを提起することはできない (2001年会社法588U条)。

(3) 親会社の責任

会社法588V条により、子会社が支払不能であり、またはその債務を負担しまたはその債務を含む債務を負担することによって支払不能となった場合に

は、債務を負担した時点において、子会社が支払不能であることまたは支払不能となることを疑うべき合理的な根拠があり、かつ、会社または1人以上の取締役がそのように疑うべき根拠があることに気づいているか、子会社の活動に対する親会社の支配の性質と範囲および他の関連する状況に照らして、同じ状況にある親会社またはその1人以上の取締役であれば気付いたであろうと合理的に期待できるときには、子会社が負担した債務について親会社は責任を負うことがありうる。

(4) 法人格の否認

会社はその株主から分離独立した主体 (separate entity) であるとしたイギリスの *Salomon v. Salomon & Co. Ltd.* [1897] A.C. 22 は、オーストラリアにおいても、先例としての意義を有する。しかし、オーストラリアにおいては、きわめて限定された範囲においてであるが、法人格の否認が認められている⁹⁵⁾。法人格の否認はアド・ホックに行われており、ある明確な、共通の、統一された原則に従っているわけではないが (*Briggs v. James Hardie & Co. Pty Ltd. et al.* (1989) 16 NSWLR 549, 567)、事実上または法律上、ある集団内の会社間にパートナーシップが存在すること、会社が役割を演じている単なる見せかけ (sham) またはうわべ (façade) であること⁹⁶⁾、または会社の設立もしくは利用が法律上の義務もしくは信託義務を潜脱し、または詐欺を働くことを狙っていること⁹⁷⁾ が認められる場合には、裁判所は、法人格を否認すべきであると解されている⁹⁸⁾。また、会社がある株主の代理人といえるほどにその株主が

95) *Hadoplane Pty Ltd. v. Edward Rushton Pty Ltd.* [1996] Qd. R. 156, at 160. See also *Halsbury's Laws of Australia* [120-3010] Lifting the corporate veil.

96) *Donnelly v. Edelsten* (1994) 13 ACSR 196, 256, *Sharment Pty Ltd. v. Official Trustee in Bankruptcy* (1988) 19 FCR 449, 456. ただし、*Peate v. Federal Commissioner of Taxation* (1964) 111 CLR 443, 480 [Windeyer J.]。

97) J.Farrar (1998), Legal issues involving corporate groups, *Company and Securities Law Journal*, vol.16, p.185, J. Payne (1997), Lifting the corporate veil : a reassessment of the fraud exception, *Cambridge Law Journal*, vol.56, no.2, p.290.

会社を実効的に支配している場合には、代理の考え方を応用して株主に会社の債務について責任を負わせるという法人格否認もみられるが⁹⁹⁾、企業集団内の会社間の法人格否認¹⁰⁰⁾のほうが会社と株主との間の法人格否認よりも認められる傾向がある¹⁰¹⁾。

15 カナダ

(1) 資本欠損時の対応

EU構成国とは異なり、資本金に相当する会社財産を維持することによる会社債権者保護は目指されていないため、EU会社法第2号指令17条に対応するような規律（資本欠損時の対応の要求）は行われていない。

(2) 不当取引

連合王国における不当取引規制に類似した制度は存在しない（ただし、(3)および(4)参照）。

98) *Dennis Wilcox Pty Ltd. v. Federal Commissioner of Taxation* (1988) 79 ALR 267, 272. See also R. Baxt and T. Lane (1998), Developments in relation to corporate groups and the responsibilities of directors – some insights and new directions, *Company and Securities Law Journal*, vol.16, p. 646.

99) *International Harvester Company of Australia Pty Ltd. v. Carrigan's Hazeldene Pastoral Co.* (1958) 100 CLR 644, 652. See J. Harris (2005), Lifting the corporate veil on the basis of an implied agency : a re - evaluation of Smith, Stone and Knight, *Company and Securities Law Review*, vol.23, p.7ff..

100) ただし、持株会社と子会社との間に代理契約（黙示のものを含む）があるという証拠がなければ、子会社が親会社の代理人とされ、親会社が子会社の債務について責任を負うということにならない (*Briggs v. James Hardie & Co. Pty Ltd. et al.* (1989) 16 NSWLR 549, 556. See also *Norwich Fire Insurance Society Ltd. v. Brennans (Horsham) Pty Ltd.* [1981] VR 981)。

101) *Varanigan Pty Ltd. v. OFM Capital Ltd.* [2003] VSC 444, [143] [Dodds - Streeton J.]. See also I. Ramsay and G. Stapledon (1998), *Corporate Groups in Australia*, p.20.

(3) 取締役の責任

伝統的に、取締役は債権者に対して義務を負っておらず、不法行為法または契約法の下で義務を負う可能性を別とすれば、取締役は債権者の利益を無視することができる¹⁰²⁾と解されてきた。

カナダ事業会社法 122 条 1 項は、取締役の忠実義務と注意義務を規定しているが、*Re Trizec Corporation* 事件において、*Forsyth* 判事は、「株主に対する特定の義務は、弁済期が到来した債務を弁済する会社の能力に疑問が生じたときには、債権者に対する義務と混ざる」と判示し (*Re Trizec Corporation* (1994), 158 A.R. 33 (Q.B.))、*Peoples Department Stores Inc. (Trustee of) v. Wise* 事件の第一審判決において、*Greenberg* 判事もこの考え方を踏襲した (*Peoples Department Stores Inc. (Trustee of) v. Wise* (1998), 23 C.B.R. (4th) 200 (Q.C. Sup. Ct.))。

しかし、ケベック控訴裁判所は、第一審判決を破棄し、取締役の義務の拡張は裁判所の役割ではなく、立法論の問題であるとした (*Peoples Department Stores Inc. (Trustee of) v. Wise*, [2003] R.J.Q. 796 (C.A.), paras. 95 and 96)。そして、カナダ最高裁判所も、取締役の信認義務の拡張には消極的な立場を示し、原審判決を支持した。最高裁判所 (*Peoples Department Stores Inc. (Trustee of) v. Wise*, 2004 SCC 68, [2004] 3 S.C.R. 461) は、信認義務の遂行にあたって、取締役会は、株主、従業員、供給者、債権者、消費者、政府の利益および環境を考慮に入れることはできるが (para.42)、取締役は、会社に対して信認義務を負っているのであって、会社の利益は債権者その他のステークホルダーの利益と混同されてはならないとした (para.43)¹⁰³⁾。したがって、取締役は、

102) *Royal Bank of Canada v. First Pioneer Investments Ltd.* (1979), 106 D.L.R. (3d) 330 (Ont. H.C.J.). Jacob S. Ziegel (1993), *Creditors as Corporate Stakeholders: The Quiet Revolution - An Anglo-Canadian Perspective*, *University of Toronto Law Journal*, vol. 43, no.3, p.517.

103) この立場は、*BCE* 事件判決 (*BCE Inc. v. 1976 Debentureholders*, 2008 SCC 69, 301 D.L.R. (4th) 303) においても踏襲されている。

会社の財政的危機を緩和しようとするにあつて、会社の最善の利益を図るため誠実かつ善意で行動しなければならず、そうすれば、会社を救済しようと試みるか否かにかかわらず、法令上の信認義務には違反しないとした (para.67)。

ただし、この判決は、122条が定める注意義務は、少なくともケベック州においては、債権者との関係でも取締役は負っていることを前提としており、会社の弁済能力が十分であったとしても、個々の会社債権者は、この履行を求めて訴えを提起できると考えられる¹⁰⁴⁾。

カナダ事業会社法241条¹⁰⁵⁾は、抑圧 (oppression) に対する救済を定めており、これは、債権者も申し立てることができる¹⁰⁶⁾。すなわち、会社またはその取締役が、証券所持人、債権者、取締役または役員に抑圧的または不公正に損害を与え、またはそれらの者の利益を不公正に無視するように行動したと認めるときは、裁判所が適切であるとする暫定的または終局的救済を与える。ここで、「抑圧的な」行為とは、負担となり (burdensome)、過酷であり (harsh) また不当 (wrongful) なものであると、「不公正に損害を与える」とは、不均衡であり不公正であると、債権者の利益を「不公正に無視する」とは不公正にまたは正当な理由なしに、債権者の利益に注意を払わないことをいう

104) Stéphane Rousseau (2005), Directors' Duty of Care after *Peoples*: Would it be wise to worrying about liability?, *Canadian Business Law Journal*, vol.41, p.225.

105) プリティッシュ・コロンビア会社法では株主または裁判所が適切であると認める者に申立人適格を認めており、プリンス・エドワード・アイランド会社法およびケベック会社法にはこのような規定は設けられていないが、それ以外の法域では、同一または類似の規定が設けられている。アルバータ会社法242条2項、マニトバ会社法234条2項、ニュー・ブランズウィック事業会社法166条2項、ニュー・ファンドランド・ラブラドル会社法371条2項、ノバ・スコシア会社法第3附則5条2項、オンタリオ事業会社法248条2項、サスカチュワン事業会社法234条2項など。

106) *Peoples Department Stores Inc. (Trustee of) v. Wise*, 2004 SCC 68, [2004] 3 S.C.R. 461, paras. 47-51. See *Levy - Russel Ltd. v. Shieldings Inc.* (1998), 41 O.R. (3d) 54 (Ct.J. (Gen. Div.)), *Danylchuk v. Wolinsky*, 2007 MBQB 65, [2007] 6 W.W.R. 453, *Dylex Ltd. (Trustee of) v. Anderson* (2003), 63 O.R. (3d) 659 (Sup. Ct. J.). See also Janis P. Sarra and Ronald B. Davis (2002), *Director and Officer Liability in Corporate Insolvency*, p.35.

と解されている¹⁰⁷⁾。

もっとも、裁判所は倒産の危機時になされた場合にのみ、債権者に救済を与えるのが一般的であると指摘されている¹⁰⁸⁾。

なお、1986年のColter報告書 (Advisory Committee on Bankruptcy and Insolvency, *Proposed Bankruptcy Act Amendments : Report of the Advisory Committee on Bankruptcy and Insolvency*) においては、イギリスの不当取引規制と類似した提案として、不当な行為 (wrongful conduct) が破産財団に損失を与えている場合には、「責任を負う者 (responsible person)」に対して、裁判所は損害賠償を命じることができるものとすることを提案していたが (p.115)、これは立法化されなかった。

(4) 取締役の資格剥奪

1970年に公表されたTassé報告書 (Study Committee on Bankruptcy and Insolvency Legislation, *Report of the Study Committee on Bankruptcy and Insolvency Legislation*) においては、倒産会社の取締役の資格剥奪と会社財産の不足がある場合の取締役の責任を規定することが提案されていた。しかし、この報告書に沿った法案は結局成立せず¹⁰⁹⁾、取締役資格剥奪制度は導入されなかった。1986年にもColter報告書において、取締役の資格剥奪制度の導入が提案された。すなわち、「責任を負う者 (responsible person)」によって不当な行為 (wrongful conduct) が行われたときは、管財人、公的管理人その他債権者を含む利害関係者は、裁判所に対して、裁判所が十分であると認める期

107) *Heap Noseworthy Ltd. v. Didham* (1996), 137 Nfld. & P.E.I.R. 240 (S.C.), para.15, *Westfair Food Ltd. v. Watt* (1990), 106 A.R. 40 (Q.B.), paras. 46-61, *Stech v. Davies* (1987), 80 A.R. 298 (Q.B.), paras. 14-20.

108) D.Thomson (2000), Directors, Creditors and Insolvency, *University of Toronto Faculty of Law Review*, vol.58, p.31.

109) この経緯については、たとえば、Corporate Law Policy Directorate (2001), *Insolvency Law in the Global Knowledge - Based Economy*, pp.7-9参照。

間、当該「責任を負う者」を会社の取締役となる適格を有しないものとする
ことを申し立てることができることが提案されていた (p.114)。2002年の
報告書 (Marketplace Framework Policy Branch (2002), *Report on the Operation
and Administration of Bankruptcy and Insolvency Act and the Companies' Creditors
Arrangement Act*) においても、取締役の資格剥奪は取り上げられ、そのよ
うな制度の有効性は認められるものの、そのような仕組みにおけるエンフォ
ースメントのコストおよび能力がある者が取締役となることを控えるおそれがある
という問題が指摘されていた (pp.45-46)。

ただ、州の証券法の下で、証券取引委員会に、証券発行者の取締役または役
員に辞任を命じ、また、発行者の取締役または役員となることあるいは取締
役または役員として行為することを禁止する権限が与えられているのが一般的
である¹¹⁰⁾。

(5) 法人格の否認

一般論としては、法人格の否認がなされるべき場合があることは認められて
いるが、現実には、認められた事案は少ない¹¹¹⁾。

たとえば、例外的な場合に法人格が否認され、会社が不当な (wrongful) 行
為をするという明示的な目的で設立された場合、設立後に不当な行為をするよ
うに明示的に指示する、支配に服している場合、詐欺がある場合、一方の主体
が他方の主体の代理人として行動している場合、2つの一見分離独立した主体
が実際には1つの企業である場合および会社が支配株主の単なる代理人または

110) オンタリオ証券法 (R.S.O. 1990, c. S-5) 127条、アルバータ証券法 (R.S.A. 2000, c. S-4)
198条、ブリティッシュ・コロンビア証券法 (R.S.B.C. 1996, c. 418) 161条、マニトバ証券
法 (R.S.M. 1988, c. S50) 148条、ニュー・ブランズヴィック証券法 (S.N.B. 2004, c. S-5.5)
184条、ニュー・ファンドランド・ラブラドル証券法 (R.S.N. 1990, c. S-13) 127条、ノ
バ・スコシア証券法 (R.S.N.S. 1989, c.418) 134条、135A条、136A条、145条、プリンス・
エドワード・アイランド証券法 (R.S.P.E.I 2007, c.17) 58条から63条、ケベック証券法
(R.S.Q. v.1.1, S-42.2) 262.1条、サスカチュワン証券法 (S.S.1988-99, c. S-42.2) 134条、
134.1条、135.1条、135.2条など。

分身 (alter ego) である場合に法人格は否認されうると整理されている¹¹²⁾。

Clarkson Co. Ltd. v. Zhelka et al. (1967), 64 D.L.R. (2d) 457 (Ont. H.C.) は、*Salomon v. Salomon & Co. Ltd.* [1897] A.C. 22 に言及して、法人格を否認しないことが、「目にあまるほど (flagrantly) 正義に反する場合に」、裁判所は法人格を否認できるとし、「公正かつ衡平」の観点から、法人格が否認される場合があると判示した。そして、*Constitution Insurance Company of Canada et al. v. Kosmopoulos et al.* [1987] 1 S.C.R. 2 は、裁判所が、ある会社が支配株主または親会社の単なる代理人あるいは操り人形¹¹³⁾ に過ぎないとして、法人格を否認するのは、必ずしも一貫した原則に基づいているわけではなく、せいぜい、事業体は分離独立しているという原則を適用することが、正義、便宜または課税当局の利益に反し、「目にあまりすぎる」結果をもたらす場合である¹¹⁴⁾ と指摘した。

Gregorio v. Intrans-Corporation et al. (1994), 18 O.R. (3d) 527 (Ont. C.A.) においては、「一般に、子会社、それが完全子会社であっても、親会社の完全な支配下にあり、かつ、親会社が責任を免れるための道具 (conduit) にすぎない場合を除き、親会社の分身とはみなされない。分身原則は、それを認めな

111) See e.g. *W.D. Latimer Co. v. Dijon Investments Ltd.* (1992), 12 O.R. (3d) 415, 801962 *Ontario Inc. v. MacKenzie Trust Co.* [1994] O.J. No.2105. また、*Phillips v. 707739* (2000), 259 A.R. 201 においては、法人格が形骸化しており、法人格否認の必要性が認められるとされつつも、先例に照らすと、カナダにおいて法人格否認が認められるのは、アメリカにおけるより狭い範囲に限られ、法人格の否認は認められないとされた (もっとも、*Schilligford v. Dalbridge Group Inc.* (1996), 28 B.L.R. 82d) 281 (Alta. Q.B.) および *Patton v. Yukon Consolidated Gold Corporation* [1934] O.W.N. 321 (C.A.) などに照らして、会社の背後者である自然人は会社と連帯して支払義務を負うとされた)。

112) *The Canadian Encyclopaedic Digest (Western)* (1998), vol.8, 3rd ed., Corporations, at 83.

113) *Anderson Exploration Ltd. v. Pan-Alberta Gas Ltd.* (1998), 224 A.R. 109, at 112. See also *Palmolive Manufacturing Co. v. R.*, [1933] 2 D.L.R. 81, *Aluminum Company of Canada v. Toronto*, [1944] 3 D.L.R. 609.

114) この定式を適用して、法人格を否認したものとして、たとえば、*Canada (Attorney General) v. Gardner*, [1998] O.J. No.3201 (Ont. Gen. Div.) がある。

ければ申立人から権利を不公正に奪うことになるような詐欺に近い行為を防止するために適用される」と判示された (p.536)。また、*Transamerica Life Insurance Company of Canada v. Canada Life Assurance Co. et al.* (1996), 28 O.R. (3d) 423 (Gen. Div.) は、会社の分離独立した法人格を無視するのは、会社が完全に支配され (dominated and controlled)、詐欺的なまたは不当な行為のための盾として用いられているときであるとした。そして、「完全な支配 (control)」とは所有以上のことを意味し、この要件をみたすためには、完全な支配 (domination) があり、子会社が、事実上、独立して機能していないことを示さなければならないとし、詐欺的なまたは不当な行為のための盾として用いられているという要件は行為の性質に関連し、それを認めなければ申立人から権利を不公正に奪うことになるような詐欺に近い行為があったかが問われなければならないとした。

この定式に基づいて、たとえば、*Sylvan Lake Golf & Tennis Club* 事件判決¹¹⁵⁾ は、法人格を否認した。

Reference

- Magnus Aarbakke (2004), *Medvirkeransvar og identifikasjonsansvar i aksjeog allmennaksjeselskapsforhold*, 19. oktober 2004 <http://www.regjeringen.no/nb/dep/jd/dok/rapporter_planer/rapporter/2004/medvirkeransvar-og-identifikasjonsansvar/2.html?id=278396#>
- Kristin Normann Aarum (1994), *Styrelsesmedlemmers erstatningsnsvar i aksjeselskaper*, Ad Notam Gyldendal
- Advisory Committee on Bankruptcy and Insolvency (1986), *Proposed Bankruptcy Act Amendments : Report of the Advisory Committee on Bankruptcy and Insolvency*
- Manne Airaksine, Pekka Pulkkinen ja Vesa Rasinaho (2007), *Osakeyhtiölaki II*, Talentum
- M.H. Andenæs (2006), *Aksjeselskaper og allmennaksjeselskaper*, 2. utg., Lobo Media
- C. Angelici e G.B. Ferri (a cura di) (1991), *Manuale di diritto commerciale*, UTET
- Dimitris K. Avgitidis (1996), *Groups of Companies : The Liability of the Parent Company for the*

115) *Sylvan Lake Golf & Tennis Club Ltd. V. Performance Industries Ltd.* (1999), 246 A.R. 272, *affirmed* (2000), 255 A.R. 329 (C.A.), *appeal dismissed* [2002] 1 S.C.R. 678.

- Debts of its Subsidiary*, Ant. N. Sakkoulas
- S.M. Bartman and A.F.M. Dorresteyn (2000), *Van het concern*, 4e dr. Gouda Quint
- R. Baxt and T. Lane (1998), Developments in relation to corporate groups and the responsibilities of directors - some insights and new directions, *Company and Securities Law Journal*, vol.16, No.8 : 628 - 653
- E. Betti (1957), Sui cosiddetti rapporti contrattuali di fatto, *Jus. Rivista di scienze giuridiche*, I, 1957 : 353 - 371
- Cecile M. Bervoets (2005), Die Haftung von Vorstandsmitgliedern niederländischer Kapitalgesellschaften, in : Susanne Kalss, *Vorstandshaftung in 15 europäischen Ländern*, Linde : 593 - 655
- Walter Bigiavi (1957), *L'imprenditore occulto*, CEDAM
- Walter Bigiavi (1962), *Difesa dell'imprenditore occulto*, CEDAM
- Franco Bonelli (1992), *La responsabilità degli amministratori di società per azioni*, Giuffrè
- O.A. Borum (1971), Disregard of Legal Entity, in : *Festschrift til Folketingets ombudsmand professor, dr. jur. Stephan Hurwitz 20. juni 1971 : Liber amicorum in honour of professor Stephan Hurwitz LL.D.*, Juristforbundet : 75 - 85
- Per Brunsvig (1988), Hva er en aksjeeier?, in : Thor Falkanger (red.), *Lov, Dom og Bok, Festschrift til Sjur Brækhus*, Universitetsforlaget
- The Canadian Encyclopaedic Digest* (Western) (1998), vol.8, 3rd ed., Carswell
- Claudio Capponi (1988), Superamento della personalità giuridica?, *Rivista del diritto commerciale*, anno.86, II : 4 - 18
- C. Comporti (2003), sub art. 2447 *quinquies*, in : M. Sandulli e V.Santoro (a cura di), *La riforma delle società*, vol. 2, tomo II, G. Giappichelli : 985 - 990
- Pedro Cordeiro (2008), *A desconsideraçã o da personalidade jurídica das sociedades comerciais*, 3ª ed, Universidade Lusíada Editora
- Corporate Law Policy Directorate (2001), *Insolvency Law in the Global Knowledge - Based Economy*
- Corporations Amendment (Corporate Reporting Reform) Bill 2010, Explanatory Material* (2009 - 2010 The Parliament of the Commonwealth of Australia, House of Representatives) <http://www.treasury.gov.au/documents/1677/PDF/Draft_Explanatory_Material.pdf>
- Edoardo Courir (1997), *Limiti alla responsabilità imprenditoriale e rischi di terzi*, Giuffrè
- Nis Jul Clausen (1989), Disregard of Legal Entity - Danish Case Law, *Scandinavian Studies in Law*, vol. 31 : 79 - 94
- T.B.Courtney (2002), *The Law of Private Companies*, 2nd ed., Butterworths
- N. Distaso (1971), Superamento della personalità giuridica nei casi di abuso della stessa e ordinamento giuridico italiano, in : Centro nazionale di prevenzione e difesa sociale, *Personalità giuridica e gruppi organizzati*, Giuffrè : 161 - 180

- R.C. van Dongen (1995) *Identificatie in het rechtspersonenrecht*, Kluwer
- Rolf Dotevall (1989), *Skadeståndsansvar för styrelseledamot och verkställande direktör*, Norstedts Juridik
- José Miguel Embid Irujo (1999), Protección de acreedores, grupo de sociedades y levantamiento del velo de la personalidad jurídica, *Revista de Derecho de Sociedades*, Año 1998, Número 11 : 363 - 373
- J.Farrar (1998), Legal issues involving corporate groups, *Company and Securities Law Journal*, vol.16, No.3: 184 - 203
- V.C.A. Funaioli (1952), I rapporti di fatto in materia contrattuale, *Annali dell'Università di Ferrara*, vol.10, I : 103
- Francesco Galgano (1965), Struttura logica e contenuto normativo del concetto di persona giuridica, *Riv. dir. civ. (Rivista di diritto civile)*, 1965, I : 553 - 633
- Francesco Galgano (1968), Il costo della persona giuridica, *Riv. soc. (Rivista delle società)* 1968 (anno13, n.1) : 1 - 16
- Francesco Galgano (1983), Le società e lo schermo della personalità giuridica, *Giur. comm. (Giurisprudenza Commerciale)*, 1983, I : 5 - 16
- Francesco Galgano (1987), L'abuso della personalità giuridica nella giurisprudenza di merito (e negli «obiter dicta» della Cassazione), *Contratto e impresa*, anno3, fisc. 2 : 365 - 381
- Francesco Galgano (2004), *Diritto civile e commerciale*, III/2, CEDAM
- C.J.A. van Geffen (2004), De grens tussen eigen en vreemd vermogen, *Ondernemingsrecht* 2004, 72 : 207 - 211
- Leonidas N. Georgakopoulos (1995), *Law of the Companies (Το δί καιον των εταιρειών)*, vol. I
- Gianvito Giannelli (2004), sub. art. 2447 - *quinquies*, in : G. Niccolini e A. Stagno D'Alcontres (a cura di), *Società di capitali, commentario*, Jovene : 1240 - 1247
- H. V. Godsk Pedersen (1985), Civilretlig identifikation i relation til kreditorer, *Ugeskrift for retsvæsen*, 1985 : B.352 - 360
- L.C.B. Gower (1992), *Modern Company Law*, 5th ed., Sweet & Maxwell
- L.C.B. Gower and Paul L. Davis (2003), *Principles of Modern Company Law*, 7th ed., Sweet & Maxwell,
- R.Grantham and C. Rickett (2002), *Company and Securities Law : Commentary and Materials*, Brookers
- Leif Gustafsson (ed.) (1998), *Business Law in the Nordic Countries – Legal and tax aspect*, Norstedts Juridik
- C.M. Harmsen (2005), Financiële instrumenten en de rubricering ervan in de jaarrekening onder IFRS, *Onderneming & Financiering*, 2005, nr. 66 : 17 - 21
- J Harris (2005), Lifting the Corporate Veil on the Basis of an Implied Agency : A Re - Evaluation

- of Smith, Stone and Knight, *Company and Securities Law Journal*, vol. 23, no. 1 : 7 - 27
- Peter Holgate and Elizabeth Buckley (2009), *Accounting Principles for Non - Executive Directors*, Cambridge University Press
- L.G.H.J. Houwen, A.P. Schoonbrood - Wessels en J.A.W. Schreurs (1993), *Aansprakelijkheid in concernverhoudingen*, Kluwer
- B. Inzitari (2003), *I patrimoni destinati ad uno specifico affare (art. 2447 bis, lettera a, c.c.)*, *Contratto e impresa*, anno 19, fisc.1: 164 - 180
- Ahti Kaarenoja ja Seppo Suontaus (2007), *Maksukyvyttömyys ja osakeyhtiön varojenjakko*, *Defensor Legis* 2007 : 239 - 256
- Keane, R. (2000) *Company Law*, 3rd ed., Butterworths
- M.L. Lennarts (1999), *Concernaansprakelijkheid*, Kluwer
- M.L. Lennarts en J.N. Schutte - Veenstra (2004), *Versoepeling van het BV - Kapitaalbeschermingsrecht* <<http://www.rijksoverheid.nl/bestanden/documenten-en-publicaties/rapporten/2007/01/26/versoepeling-van-het-bv-kapitaalbeschermingsrecht/kapitaalbescherming.pdf>>
- Tatu Leppänen (1991), *Vastuun samastus osakeyhtiön konkurssissa, Hakemisto oikeustiede - Jurisprudentiassa.*, XXIV : 271 - 332
- Jukka Mähönen ja Seppo Villa (2006), *Osakeyhtiö I*, Sanoma Pro
- Jukka Mähönen ja Seppo Villa (2006), *Osakeyhtiö III*, Sanoma Pro
- Gianmaria Marano (2004), *I patrimoni destinati in una prospettiva di analisi giuseconomica*, *Quaderni di ricerca giuridica della Banca d'Italia*, n.57
- Marketplace Framework Policy Branch (2002), *Report on the Operation and Administration of Bankruptcy and Insolvency Act and the Companies' Creditors Arrangement Act*
- Fulvio Mecenate (1993), *La teoria della persona "relativa", l'amoeba giuridica di Carnelutti : i precedenti storici della teoria delle forme intermedie di soggettività*, *Rassegna di diritto civile*, anno 14, numero 2 : 380 - 410
- A.L. Mohr (1996), *Vereenzelviging; beperkt speelveld voor een nieuwe tak van sport*, *WPNR (Weekblad voor Privaatrecht, Notariaat en Registratie)*, nr. 6243, 789 - 790
- Umberto Navarrini (1939), *Trattato di diritto fallimentare second la nuove legislazione*, 3^a ed., Nicola Zanichelli
- S. Ottolenghi (1990), *From Peeping behind the Corporate Veil, to Ignoring It Completely*, *The Modern Law Review*, vol.53, no.3 : 338 - 353
- K. Pampoukis (1991), *Law of the Company Limited by Shares (Δίκαιο ανώνυμου εταιρίας)*, Issue A, 3rd ed., Sakkoulas
- Piero Pajardi (2004), *Codice del fallimento*, 5^a ed., Giuffrè
- L. Parrella (2002), *Versamenti in denaro dei soci e conferimenti nelle società di capitali*, Giuffrè
- J. Payne (1997), *Lifting the corporate veil : a reassessment of the fraud exception*, Cambridge

Law Journal, vol.56, no.2 : 284 - 290

Pro - active Accounting Activities in Europe (PAAinE) (2008), *Distinguishing between Liabilities and Equity*

Luis Fernández del Pozo (2008), *El requisito de mantenimiento de la integridad del capital social tras la reforma contable* (Ley 16/2007, de 4 de julio), 2008 <<http://www.arbo.org.es/wp-content/uploads/2008/03/EI%20requisito%20de%20mantenimiento%20de%20la%20integridad%20del%20capital%20social%20%20tras%20la%20reforma%20contable.pdf>>

M.J.G.C. Raaijmakers (1977), Over verschuivingen in het toerekeningspatroon bij rechtspersonen. Preadvies voor de Nederlandse Juristen - Vereniging, *Handelingen 1977 der Nederlandse Juristen - Vereniging*, Part I

Pavone la Rosa (1967), La teoria dell' «imprenditore occulto» nell'opera di Walter Bigiavi, *Riv. dir. civ. (Rivista di diritto civile)*, 1967, I : 623 - 686

G.L. Pellizzi (1978), Personalità giuridica e infrazioni valutarie, *Banca borsa e titoli di credit.*, 1978, I : 257 - 270

G.L. Pellizzi (1988), La società persona giuridica : dove è realtà e dove è vuota formula (Esperienze delle banche), in : G.L. Pellizzi (a cura di), *Saggi di diritto commerciale*, Giuffrè

Giuseppe Ragusa Maggiore (1994), *Istituzioni di diritto fallimentare*, 2^a ed., CEDAM

Giuseppe Ragusa Maggiore (2000), Premessa semantica ad una teoria sulle società per azioni, *Il diritto fallimentare e delle società commerciali*, annata.75, I : 945 - 976

I. Ramsay and G. Stapledon (1998), *Corporate Groups in Australia*, Centre for Corporate Law and Securities Regulation

H.K.O. Reimers (2004), Aandelen met kenmerken van eigen en vreemd vermogen onder IAS 32, *Ondernemingsrecht*, 2004, 242 : 627 - 629

Review Committee (1981), *Insolvency Law and Practice : Report of the Review Committee*, Cmnd 8558 (Cork Report)

Maria de Fátima Ribeiro (2009) *A Tutela dos Credores da Sociedade por Quotas e a "Desconsideração da Personalidade Jurídica"*, Edições Almedina

L. Ricca (1965), *Sui cosiddetti rapporti contrattuali di fatto*, Giuffrè

Carmén Boldó Roda (2000), *Levantamiento del velo y persona jurídica en el derecho privado español*, 3^a. Edición, Editorial Aranzadi

Carmen Boldó Roda (2002), Veinte años de application de la doctrina del levantamiento del velo jurídico por la Sala 1.^a del Tribunal Supremo, in : *Libro Homenaje al Profesor Fernando Sánchez Calero*, vol. I, McGraw - Hill Interamericana de España : 25 - 52

H.L.J. Roelvink (1977), Door rechtspersonen heen kijken. Preadvies voor de Nederlandse Juristen - Vereniging, *Handelingen 1977 der Nederlandse Juristen - Vereniging*, Part I

H.L.J. Roelvink (1988), De "corporate veil" in recente rechtspraak, in : S.C.J.J. Kortman, A.V.M. Struycken *et al.*, *Van vennootschappelijk belang*, W.E.J. Tjeenk Willink

- Michael J. Ross (1994), Evaluating New Zealand's Companies Law, *Agenda*, vol.1, no.2 : 189 - 196
- Catalina Ruiz - Rico Ruiz (2000), El levantamiento del velo en las sociedades mercantiles : Argumentaciones jurídicas, tendentes a reducir su aplicabilidad, *Anuario de Derecho Civil*, Vol. 53, Nº 3 : 923 - 937
- Stéphane Rousseau (2005), Directors' Duty of Care after *Peoples* : Would it be wise to worrying about liability?, *Canadian Business Law Journal*, vol.41, no. 2&3 : 223 - 235
- Janis P. Sarra and Ronald B. Davis (2002), *Director and Officer Liability in Corporate Insolvency : A comprehensive guide to rights and obligations*, Butterworths
- C.M. Schmitthoff (1976), Salomon in the Shadow, *Journal of Business Law* 1976
- Christian Schwarz - Hansen (2001), Fordele og ulemper ved et hæftelsesgennembrudsinstitut i dansk koncernret, *Nordisk Tidsskrift for selskabsret*, 3. årg, nr.4 : 433 - 448
- Study Committee on Bankruptcy and Insolvency Legislation (1970), *Report of the Study Committee on Bankruptcy and Insolvency Legislation*
- G. Tantini (2004), I versamenti dei soci alla società, in : G.E. Colombo e G. B. Portale (dir.), *Trattato delle società per azioni*, UTET, Vol. 1/3, 743 - 800
- D.Thomson (2000), Directors, Creditors and Insolvency, *University of Toronto Faculty of Law Review*, vol.58, no.1 : 31 - 52
- L. Timmerman (1996), Doorbraak van aansprakelijkheid; de kern van enige recente ontwikkelingen, *TVVS (Tijdschrift voor vennootschappen, verenigingen en stichtingen)* 1996/5. : 134 - 137
- M. Elena Tranfaglia e Elisabetta Piccini (2010), *I rapporti contrattuali di fatto*, CEDAM
- K. Vanderkerckhove (2000), Vereenzelviging en het doorbreken van de rechtssubjectiviteit van verbonden vennootschappen”, T.R.V. (*Tijdschrift voor Rechtspersoon en Vennootschap*) 2000 : 275 - 283
- K. Vandekerckhove (2007), *Piercing the Corporate Veil*, Kluwer Law International
- R. Weigmann (1994), La responsabilità limitata delle società di capitali di fronte ai fatti illeciti, in : P. Cendon (a cura di), *Studi in onore di R. Sacco, La comparazione giuridica alle soglie del terzo millennio*, t.2, Giuffrè : 1231 - 1254
- Erik Werlauff (1997), Hæftelsesgennembrud for skattegæld og anden tvangsmæssig gæld, *Tidsskrift for Skatter og Afgifter*, Vol. Nr. 46, No. Artk. 822 : 2150 - 2160
- Jacob S. Ziegel (1993), Creditors as Corporate Stakeholders : The Quiet Revolution - An Anglo - Canadian Perspective, *University of Toronto Law Journal*, vol. 43, no.3 : 511 - 531
- 石山卓磨 (1984) 『事実上の取締役理論とその展開』(成文堂)
- 石山卓磨 (1999) 『英国法における事実上の取締役と影の取締役の関係』『比較会社法研究』(成文堂) ; 3 - 19

論説 (弥永)

- 齊藤真紀 (2001) 「子会社の管理と親会社の責任 (二)」法学論叢 149 卷 3 号 : 1-30
- 坂本達也 (2009) 『影の取締役の基礎的考察』(多賀出版)
- 佐藤鉄男 (1991) 『取締役倒産責任論』(信山社)
- 中島弘雅 (1998) 「新再建倒産手続の1つの方向(下)」ジュリスト 1142 号 : 95-100
- 中島弘雅 (1999) 「倒産責任としての取締役資格剥奪について」『社団と証券の法理』(商事法務研究会) ; 437-460
- 中村信男 (1989) 「イギリス法上の影の取締役」早稲田大学大学院法研論集 51 号 : 165-192
- 中村康江 (2000) 「英国における取締役の資格剥奪(1)」立命館法学 273 号 : 2236-2293
- 中村康江 (2001) 「英国における取締役の資格剥奪(2)」立命館法学 277 号 : 884-929
- 本間法之 (1996) 「イギリス倒産法における『不当取引 Wrongful Trading』」『民事訴訟法学の新たな展開』(成文堂) : 563-584

Ot.prp. nr. 33 (1988-89) *Om lov om endringer i lov 13. mars 1981 nr 6 om vern mot forurensninger og om avfall (forurensningsloven) m v (Erstatningsansvar ved forurensningsskade*

Ot.prp. nr. 23 (1996-97) *Om lov om aksjeselskaper (aksjeloven) og lov om allmennaksjeselskaper (allmennaksjeloven)* <<http://www.regjeringen.no/nb/dep/jd/dok/regpubl/otprp/19961997/otprp-nr-23-1996-97-/12.html?id=299759>>

Ot.prp. nr. 55 (2005-2006) *Om lov om endringer i aksjelovgivningen mv.* <<http://www.regjeringen.no/nb/dep/jd/dok/regpubl/otprp/20052006/otprp-nr-55-2005-2006-.html?id=401810>>

Utenriksdepartementet, St.meld. nr. 10 (2008-2009) *Næringslivets samfunnsansvar i en global økonomi* <<http://www.regjeringen.no/nb/dep/ud/dok/regpubl/stmeld/2008-2009/stmeld-nr-10-2008-2009-.html>>

(やなが・まさお 筑波大学大学院ビジネス科学研究科企業法学専攻教授)